

財団法人横浜市ふるさと歴史財団

年 報

平成20年度版

目次

1	事業報告	3
	実施事業の概要	4
I	財団本部事業	5
	本部事業	5
	埋蔵文化財整備事業	6
	発掘調査事業	7
	普及啓発事業	7
	市史資料室事業	12
	諸施設管理運営事業	13
	共同広報の実施	14
II	開港150周年記念事業	16
III	歴史博物館事業	18
IV	開港資料館事業	37
V	都市発展記念館事業	49
VI	ユーラシア文化館事業	57
VII	三殿台考古館事業	65
VIII	特別会計事業	70
	主な事業実績指標の推移	73
2	組織・施設概要	74
I	財団法人横浜市ふるさと歴史財団	75
II	横浜市歴史博物館	78
III	横浜開港資料館	80
IV	横浜都市発展記念館	81
V	横浜ユーラシア文化館	82
VI	埋蔵文化財センター	84
VII	横浜市三殿台考古館	85
VIII	横浜市八聖殿郷土資料館	86
IX	横浜市域の管理史跡等	86
3	規程集	89

1

事業報告

平成20年度事業報告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

実施事業の概要

当財団は、横浜市の文化行政と密接な連携を図りつつ、歴史及び文化財に関する各種の事業を実施し、さまざまな事業改善を行いました。

本年度の企画展においては、絵によって分かりやすく原始・古代の世界を伝える「絵でみる考古学」(歴史博物館)、草花樹木を取り上げた「港町 百花繚乱」(開港資料館)、広く市民から出品を募った「みんなでエキスポ」(都市発展記念館・ユーラシア文化館)など、新しいタイプの展示を試み、好評を得ました。また、開港150周年に向けて準備を進めましたが、年明けには150周年記念と銘打った企画展を開始し(歴史博物館、開港資料館)、100日前講演会を開催しました。

一方、「よこはま歴史かわら版」の発信を始めるなど、インターネットの活用の拡大を図りました。

PDC Aサイクルによる評価・改善システムも軌道に乗るようになり、前年度につき、教育委員会及び財団委嘱の二つの外部評価委員会から、おおむね良好という評価をいただくこともできました。

実施した事業

- I 財団本部事業
 - 本部事業
 - 埋蔵文化財整備事業
 - 発掘調査事業
 - 普及啓発事業
 - 市史資料室事業
 - 諸施設管理運営事業
- II 開港150周年記念事業
- III 歴史博物館事業
- IV 開港資料館事業
- V 都市発展記念館事業
- VI ユーラシア文化館事業
- VII 三殿台考古館事業
- VIII 特別会計事業

I 財団本部事業

20年度も、横浜市の指定管理者として財団独自の事業評価・改善システムを実施することで、より効率的な事業改善に取り組み、平成19年度の実績をさらに伸ばすよう努力を重ねてきました。また、財団施設の安定的な運営を図るため、専門職員の採用を行うとともに、人材の確保、組織の強化・活性化を図るため嘱託職員の固有職員への転換制度を確立し、9名の嘱託の正規職員への転換を図りました。

本部事業としては、横浜市等から埋蔵文化財整理事業・普及啓発事業・発掘調査事業・諸施設管理・市史資料等保存活用業務を受託しました。また、開港150周年を迎えるにあたり、施設間連携を実現する体制を整え、連携講座や各館共同での広報などを実施しました。

各事業報告

1 財団本部事業（寄附行為第4条第8号）

財団管理施設の事業調整や、財団独自の事業評価・改善システムの実施、財団自主研修の実施、理事会・評議員会の開催、外部評価委員会の開催、職員の人事労務・福利厚生管理のほか、八聖殿郷土資料館や市内各史跡の管理を行いました。

- (1) 財団管理施設の事業調整
- (2) 財団事業自主評価・改善システムの実施
- (3) 職員研修の実施
- (4) 理事会・評議員会の開催
- (5) 外部評価委員会の開催
- (6) 職員の人事労務・福利厚生管理
- (7) 八聖殿郷土資料館の管理運営、市内各史跡の管理
- (8) 財団施設案内の作成（1,000部作成）
- (9) その他本部事務

なお、本頁以降、新規、追加、さらには重点的に取り組んだ事業については、「事業内容」欄等をゴチック文字で表記しています。

2 埋蔵文化財整備事業（寄附行為第4条第1・5号）

埋蔵文化財センターで、港北ニュータウン開発に伴う発掘調査で出土した遺物・遺構の整理を行い、成果を報告書にまとめました。

（1）遺物整理・調査研究

項 目	事 業 内 容
<small>きたがわおもて うえ</small> 北川表の上遺跡の整理 （5／6年次）	整理・報告書作成作業。報告書作成のための遺構挿図・遺物挿図の作成。先土器・弥生・古墳・奈良・平安時代にわたる複合遺跡。先土器時代遺物の集中地点。平成21年度に報告書を刊行する。 現在地：都筑区早瀬3丁目（旧港北区新吉田町）
大棚杉山神社遺跡の整理 （1／2年次）	整理・報告書作成作業。報告書作成のための出土品接合・復元・実測、図面整理・トレース作業を実施。縄文時代中期・弥生時代中期集落ほか。平成22年度に報告書を刊行する。 現在地：都筑区中川中央1丁目（旧港北区中川町）
加賀原遺跡の基礎整理 （1／2年次）	整理・報告書作成作業。報告書作成のための出土品接合・復元等基礎整理作業を実施。縄文時代中期集落ほか。 現在地：都筑区加賀原1丁目（旧緑区池部町）
大原遺跡の基礎整理 （1／2年次）	整理・報告書作成作業。報告書作成のための出土品接合・復元、遺構図面の基礎整理作業を実施。縄文時代中期・弥生時代後期・平安時代集落跡ほか。 現在地：都筑区早瀬1丁目（旧港北区新吉田町）

遺物整理



（2）報告書刊行

項 目	事 業 内 容
<small>けしやうだい</small> 華蔵台遺跡	遺物整理・調査研究の成果を報告書として刊行した。 作成部数 300部

（3）資料保存・整理

項 目	事 業 内 容
資料デジタル化	フィルムのデジタル化と整理を実施し、資料保存と活用の利便性向上を図った。35mmカラーリバーサルを優先し、利用頻度の高いものを選定して実施した。 データ化件数：3282カット（大塚遺跡など6遺跡）

出土品保管・再整備	収蔵・保管されている出土品の保管状況を改善するとともに、データ化を進め、活用の利便性を図った。平成20年度は、上白根おもて遺跡（旭区）の出土品の一部を整理し、データ化を進めた。 整理数：木箱等453箱
-----------	---

なお、横浜市事業として埋蔵文化財センター移転準備のため、市内各地にある収蔵資料のうち、一部の移転作業を実施しました。

3 発掘調査事業（寄附行為第4条第3号）

文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の発掘調査及び発掘調査の成果を整理し、報告書を刊行する業務を行いました。

（1）発掘調査

事業略名称	遺跡名	所在地	調査区分	委託者
平台貝塚道路拡張事業関連本発掘調査	中区N o 1 2 遺跡	横浜市中区本牧緑ヶ丘	本発掘調査	中区役所
神奈川台場西取渡り道確認調査 (全2回)		横浜市神奈川区神奈川1丁目	確認調査	神奈川区役所
三溪園内苑流れ保存修理に伴う確認調査		横浜市中区本牧三之谷	確認調査	(財)三溪園保勝会

（2）整理報告書作成

事業略名称	遺跡名	所在地	委託者	備考
三溪園内苑流れ保存修理に伴う確認調査		横浜市中区本牧三之谷	(財)三溪園保勝会	報告書を作成

4 普及啓発事業（寄附行為第4条第2・5号）

港北ニュータウン開発に伴う発掘調査及び公共事業等に伴う発掘調査により出土した遺物・遺構の整理を進め、その成果の市民への還元及び埋蔵文化財保護への市民の関心を高めるため、広報紙発行や、歴史博物館や埋蔵文化財出土地域での展示・講演会などを実施しました。

（1）広報

項目	事業内容
『埋文よこはま』の刊行	市内の埋蔵文化財情報を市民へわかりやすく発信 埋文よこはま18・19（年2回）各11,000部
インターネットによる情報公開	財団開設のホームページ上で、市内の埋蔵文化財情報や、Q&A、財団各施設の情報提供、アンケート調査を行った。 アクセス件数 9,037件（前年度8,215件）

(2) 講座・講演会等の開催

企画展名/開催期間	事業内容
<p>入門講座「都筑区の昔を調べよう」 H20. 7. 29 (火) ～7. 31 (木) 3回連続</p>	<p>夏休み企画として、考古学を基礎から学びたい親子を対象に、考古学の初級講座を実施した。最終回には、文様付けと拓本とり体験も実施した。</p> <p>7/29 「地域の遺跡を調べよう」 橋本昌幸 7/30 「遺跡に行ってみよう (茅ヶ崎城址見学)」 橋本昌幸・鹿島保宏 7/31 「体験してみよう (文様付けと拓本とり)」 橋本昌幸・水澤裕子</p> <p>会 場：横浜市歴史博物館 参加料：1, 500円 参加者：11人</p>
<p>埋蔵文化財周知地域展関連 「研究・成果発表会」 H20. 8. 23(土)</p>	<p>郷土史研究団体 (栄地域史研究会・六人会) との共催事業として実施した。</p> <p>「発掘から知る古代の栄区」 高野紀美子氏 (六人会) 「研究・成果発表について」 柳下 武氏 (栄地域史研究会) 「発掘調査でわかることー笠間中央公園遺跡等を例にしてー」 鹿島保宏</p> <p>会 場：栄区民文化センター「リリース」会議室 参加料：無料 参加者：30人</p>
<p>横浜市歴史博物館共催特別展 「縄文文化円熟」 関連講演会 講演会 1 H20. 10. 26 (日) 講演会 2 H20. 11. 16 (日)</p>	<p>横浜市歴史博物館共催特別展関連事業として、講演会を実施した。</p> <p>講演会 1 『海辺の生活と精神文化』 「東京湾の東と西ーその生業と文化交流ー」 忍澤成視氏 (市原市埋蔵文化財センター) 「縄文後晩期の社会と文化」 石井 寛</p> <p>会 場：横浜市歴史博物館 参加料：500円 参加者：70人</p> <p>講演会 2 『縄文後晩期の社会と文化』 「寺野東遺跡と環状盛土遺構」 江原 英氏 (栃木県教育委員会) 「石を運ぶ・石で築くー中部地方の縄文時代後半期の集落と社会」 佐野 隆氏 (北杜市教育委員) 「縄文時代後期の房総のムラと貝塚」 菅谷通保氏 (茂原市美術館・博物館)</p> <p>会 場：横浜市歴史博物館 参加料：500円 参加者：92人</p>

<p>講座「横浜の考古学」 H20.11.7（金）～11.28（金） 毎週金曜 全4回</p>	<p>本年度は「考古学から見た原始・古代・中世の祭りと祈り」をテーマに、全4回の連続講座を実施した。</p> <p>11／7「縄文時代」 石井 寛 11／14「弥生時代」 安藤広道氏（慶應義塾大学准教授） 11／21「古墳時代」 鈴木重信 11／28「中世」 坂上克弘</p> <p>会 場：横浜市歴史博物館 参加料：2,000円 参加者：134人</p>
<p>「横浜の遺跡展」関連講座 H21.1.10（土）</p>	<p>横浜の遺跡展関連事業として、講演会を実施した。</p> <p>「遺跡の発掘から何がわかるの？－北川貝塚が語る横浜の原始古代－」 山田光洋・古屋紀之</p> <p>会 場：横浜市歴史博物館 参加料：500円 参加者：37人</p>
<p>体験学習</p>	<p>偶数月の最終土曜日と学校の長期休暇に、土器文様の拓本とりと勾玉づくりをセットにした、体験学習教室を開催した。</p> <p>1日2回開催 計14回 参加料：400円 参加者：147人</p>
<p>講師派遣</p>	<p>4／30（水） 鹿島保宏 会場：杉田小学校 6年生社会科学習（杉田東漸寺貝塚）サポーター</p> <p>8／7（木） 橋本昌幸 会場：能見台地区センター 金沢区生涯学習グループ「やまざくら」講師 受講者：80人</p> <p>9／7（日） 橋本昌幸 会場：本牧緑ヶ丘自治会館 平成20年度平台貝塚発掘調査結果報告会 参加者：40人</p> <p>10／25（土） 橋本昌幸 会場：本牧緑ヶ丘町内会館 平成20年度平台貝塚発掘調査結果報告会 参加者：25人</p> <p>10／15（水） 石井 寛 会場：横浜市歴史博物館 かながわ考古学同好会「縄文文化円熟」展示解説 参加者：20人</p> <p>10／25（土） 鈴木重信・山田光洋 会場：横浜市歴史博物館 神奈川県考古学会 第32回神奈川県遺跡調査・研究発表会</p> <p>12／12（金） 石井 寛 会場：岩宿博物館 2008年度岩宿大学第4講</p>

	<p>12 / 12 (金) 鈴木重信 会場：茅ヶ崎小学校 4年生社会科学習（港北ニュータウンの成り立ち）サポーター</p> <p>1 / 30 (金) 31 (土) 鈴木重信 会場：奈良文化財研究所 独立行政法人国立文化機構 平成20年度遺跡整備・保存修復科学合同研究集会</p> <p>2 / 6 (金) 山田光洋 会場：財団法人かながわ考古財団本部研修室 全国埋蔵文化財法人連絡協議会コンピュータ党研究委員会</p>
--	---



考古学入門講座



体験学習

(3) 展示等の開催

企画展名/開催期間	事業内容
<p>「地面の下にはナニかあるー栄・戸塚区の遺跡」展 H20.8.20(水)～8.31(日) 会期 12 日</p>	<p>栄・戸塚区の遺跡等について、出土品とパネルで紹介した。関連事業として、パネル展や体験学習（土器文様の拓本とり・勾玉づくり）を実施した。 会場：栄区民文化センター 来場者：1, 207人 パネル展（8/15～8/22） 会場：戸塚地区センター</p>
<p>「鶴見区の埋蔵文化財」展 H20.9.20(土)～10.2(木) 会期 13 日</p>	<p>鶴見区の獅子ヶ谷遺跡・八千代田横穴墓群について、出土品とパネルで紹介した。 会場：鶴見図書館（参考：会期中の入館者数 10,969人）</p>
<p>「都筑区の埋蔵文化財」展 H20.11.18(火)～11.28(金) 会期 11 日</p>	<p>都筑区の大高見遺跡・小高見遺跡について、出土品とパネルで紹介した。 会場：都筑図書館（参考：会期中の入館者数 29,553人）</p>

横浜市歴史博物館共催特別展 「縄文文化円熟－華蔵台遺跡と後・晩期社会－」展 H20.10.4(土)～11.24(祝・月) 会期45日	横浜市歴史博物館との共催で、華蔵台遺跡の出土品・パネル等により縄文時代後晩期を紹介した。 会場：横浜市歴史博物館企画展示室 観覧者数：5,569人
平成20年度「横浜の遺跡」展 H20.12.13(土)～H21.1.18(日) 会期25日	都筑区の北川貝塚を取り上げ、「遺跡の発掘から何がわかるの？－北川貝塚が語る横浜の原始古代－」と題して実施した。関連事業として講演会を開催した。 会場：横浜市歴史博物館 観覧者：3,199人
「大丸遺跡と南区の遺跡」展 H21.1.124(土)～1.25(日) 会期2日	六ッ川台コミュニティハウス・横浜市三殿台考古館との共催事業として、大丸遺跡と周辺遺跡採集品を中心に、矢畑遺跡・清水ヶ丘遺跡出土品等を展示した。関連事業として、体験学習（土器文様の拓本とり・勾玉づくり）を実施した。 会場：六ッ川台コミュニティハウス 観覧者数：93人 体験学習参加者数：19人



「横浜の遺跡」展



「地面の下にはナニかある」展

(4) 遺跡見学会の実施

事業略名称	参加者	所在地	委託者	備考
神奈川台場西取渡り道確認調査 (全2回)	7/6 200人 11/15 300人	横浜市神奈川 区神奈川1丁 目	神奈川区役所	資料配布

神奈川台場西取渡り道見学会



(3) 利用状況（平成19年度は、平成20年1月9日のオープン後の利用状況）

項目	平成20年度	平成19年度	平成18年度
入室者数（人）	1,139	419	—
資料閲覧室利用者数（人）（注1）	191	38	—
複写申込件数（件）	347	84	—
レファレンス件数（注2）	189	91	—
電話レファレンス件数	153	31	—

（注1）資料閲覧室は、一次資料専用の閲覧室であり、公開資料の閲覧室とは別室

（注2）レファレンス件数は、来室者からレファレンスを受け付けた件数

(4) 普及啓発事業

項目	事業内容
『市史通信』の刊行	情報誌として『市史通信』（No.2～No.4）を刊行（各5,000部）した。資料提供者（機関）、及び関係者（機関）へ発送するとともに、市民に配布した。また、同一内容のPDFファイルをホームページ上でも公開した。
展示会の開催	『横浜市史Ⅱ』編集関連資料及び「横浜の空襲と戦災」関連資料を活用し、横浜にあった軍事基地、横浜から出征していった兵士、さらに、戦後の占領など、様々な観点に立った展示会「横浜の戦争と戦後」を8月15日から9月19日まで開催した。
講演会の開催	首都圏形成史研究会との共催で、「市民のための近現代史を目指して」をテーマに、金原左門氏による講演会「神奈川県自治体史の課題」及びシンポジウム「神奈川県自治体史編さん」（栗田尚弥氏・井上洋一氏・羽田博昭、司会高村聡史氏）を、開催した。

6 諸施設管理運営事業（寄附行為第4条第7号）

横浜市の歴史・文化財関連諸施設の維持管理及び運営を行いました。

(1) 八聖殿郷土資料館事業

項目	事業内容
連続講座の開催	本牧地域の歴史を中心に、歴史講座を開催した。 毎月第3土曜日開催（全12回） 参加料：無料 参加者：176人
集中講座の開催	月1回の連続講座に参加できなかった市民を対象に、連続講座3回分を集約した講座を開催した。 7・10・1月第2土曜日、3月第4土曜日開催（全4回） 参加料：無料 参加者：74人
歴史散歩の開催	連続講座で取り上げた地域を中心に、実際に現地へ赴いて、散策しながら地域の歴史について解説した。 第1回 9/13（土） 回想・開港前の神奈川湊と本牧 参加者：26人

	第2回 2/28(土) 近世と近代がクロスする町・浅間下 参加者：28人
学校連携	近隣の小学校にアンケート調査を行い、資料館利用方法について検討した。
八聖殿郷土資料館ブログの開設	ホームページの施設紹介のページとは別に、八聖殿郷土資料館周辺の情報をブログ形式で紹介し、郷土資料館の周知に努めた。

(2) 横浜市八聖殿郷土資料館入館者の推移

項目	平成20年度	平成19年度	平成18年度
横浜市八聖殿郷土資料館(人)	9,366	8,009	8,095

(3) 史跡等の管理運営

管理対象施設等	事業内容・所在地など
国指定史跡称名寺境内	史跡の維持管理 所在地：金沢区金沢町
県指定史跡稲荷前古墳群	史跡の維持管理 所在地：青葉区大場町
県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群	史跡の維持管理 所在地：青葉区市ヶ尾町
上行寺東遺跡復元整備地	史跡の維持管理 所在地：金沢区六浦二丁目

7 共同広報の実施

項目	事業内容
メルマガ「よこはま歴史かわら版」の配信	各施設の企画展などの情報を登録者にネット配信した。また、アンケートに回答し、来館するとプレゼントを進呈するなどの登録者サービスを実施した。 1回/月、臨時号 7回
共同広告獲得の取組	各館の年間作成チラシ・ポスターに、企業広告を獲得できるよう、広告代理店と協議し広告媒体の販売委託をした。
スタンプラリーの実施	150周年記念「ハマの七福神めぐりスタンプラリー」を実施した。歴史博物館、開港資料館、都市発展記念館・ユーラシア文化館をめぐり、クイズに回答しスタンプをそろえた方に福袋を進呈した。 実施期間：1月5日～4月5日 福袋進呈者：368人

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
本部事業	各館と調整し共同広報を実施しました。昨年度に続き財団外部評価委員会を開催し、業務の改善を図りました。	A
埋蔵文化財事業	港北ニュータウン地域所在遺跡について、前年度に作業を終了した1遺跡の報告書を刊行し、予定通り2遺跡の整理作業を実施しました。この他、先行して2遺跡の出土品等の基礎整理に着手することができました。また、平成20年度から開始した記録資料のデジタル化事業と出土品の保管・再整備事業も順調に実施できました。	A
普及啓発事業	展示では、地域を対象とした「地面の下にはナニかある」展や図書館等でのミニ展示をはじめ、歴史博物館との共催特別展などを実施しました。講座・講演会や体験学習も予定通り実施できました。 「地面の下にはナニかある」展では、地元の郷土史団体との協働を試みました。また、南区六ツ川台コミュニティハウスで遺跡展を共催するなど、計画外の事業も実施しました。体験学習では、ほぼ隔月の最終土曜日を開所して実施するなど、積極的な事業展開が図れました。	A
発掘調査事業	発掘調査は、当初予定の1件のほか2箇所3件が追加され、積極的に対応することができました。整理報告書作成については、事業局の事情により、平成21年度実施予定と変更されました。	A
市史資料室事業	閲覧室の利用者数は順調に増加していますが、事業計画の見込みまでは達していないため、運営方法、利用者見込みなどを見直す必要があります。	D
諸施設管理運営事業	八聖殿郷土資料館では、講座の開催やブログの開設により入館者が増加しています。	A

(注) 評価について

各事業について、平成20年3月28日財団理事会・評議員会で決定した事業計画と比較した事業進捗・達成度合により、次の基準で自己評価を記載しております。

- A：予定通り実施（達成度80%超） B：ほぼ実施（達成度80%以下）
C：改善事項あり（達成度60%以下） D：要見直し（達成度50%以下）

II 開港150周年記念事業

平成21年に迎える「横浜開港150周年」を記念して、財団として実施する「出版」「企画展示」「講演会等」を軸とする記念事業を進めました。

各事業報告

1 開港150周年記念事業（寄附行為第4条第2・5号）

（1）開港150周年記念事業の準備

項目	事業実績等
出版	プロジェクトチームによる検討を踏まえ、書名を『横浜 歴史と文化』として原稿の執筆を完了し、制作を進めた。
企画展示・講演会等	記念展示として位置づける各館の企画展示テーマや、連携企画、講座・講演会の開催方法について検討した。

（2）施設間連携事業の実施

講座名称/開催日	参加者数	事業内容
通史講座 「横浜の歴史」 H20.5.14（水） ～H20.6.11（水） 毎水曜 5回連続	各回 107人	財団各施設の連携事業として、専門職員による通史講座を行った。 会場：横浜市歴史博物館 講堂 参加料：2,500円
開港150周年記念 プレ講座 「海上交通の歴史と 横浜」 H20.6.18（水） ～H20.7.16（水） 毎水曜 5回連続	各回 145人	横浜の港にまつわる5回の連続講座を開催した。 会場：横浜市歴史博物館 講堂 参加料：2,500円
横浜開港150周年 記念100日前講演 会 H21.2.22（日） 「横浜開港の謎に迫 る」	354人	開港150周年100日前記念事業として、横浜開港にまつわる特別講演会を開催した。 場所：横浜市開港記念会館 講師：山崎洋子、藤森照信 参加料：1,000円

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
開港 150 周年記念 事業	記念出版については、財団の総力を挙げて取り組み、予定どおり出版準備が行われました。 連携講座については、参加見込者数が目標を下回りましたが、講演会は目標を上回っており、全体としては目標を達成しました。	A

Ⅲ 歴史博物館事業

横浜市歴史博物館は、開港に至るまでの市域の歴史を「人々の生活」の視点から解明し、市民が「ふるさと横浜」の歴史と文化に親しみ、学ぶことに寄与するため、高い専門性に裏付けられた事業を進めるとともに、地域や学校との連携を一層深め、市民の期待や要望に即した幅広い活動を目指し、本年度も各種事業に積極的に取り組みました。

博物館事業の根幹となる資料の収集・保管・整理、資料の修繕・燻蒸等は着実に実施しました。また調査研究事業も13本が行われ、その成果は講座・講演会、企画展の開催に利用されました。

企画普及事業では、巡回展を含む6本の展覧会を開催する一方で、学校団体による利用促進のための月曜日開館、小学校への出前授業・出張土器焼き体験や、集客イベントとしての学芸員による常設展示解説、収蔵資料ミニ展示と解説などを実施しました。また、市民協働では、地元の郷土史の会や企業との連携、遺跡公園ガイドボランティアの活動に加えて、新たに事業支援ボランティアの試行も行いました。

開港150周年の年となる21年の1月からは、記念企画展の第一弾として「黒船・開国・社会騒乱一日記にみる150年前の横浜一」を実施しました。

管理運営面では、横浜市のエスコ事業により館内空調設備等の更新が行われた結果、経費節減の効果が上がりました。

これらの事業を通して、施設の有効利用と認知度・顧客満足度が上がり、当初設定した目標もほぼ達成することができました。

各事業報告

1 資料収集保管事業（寄附行為第4条第1号）

横浜市歴史博物館における展示・教育・普及・閲覧公開等の博物館活動に活用する資料を、購入・複製・マイクロ撮影等により収集し、分類・整理するとともに、良好な状態で保管するため、資料の修繕・燻蒸を行いました。

（1）資料の収集・管理

項目	点数	事業内容
資料の寄贈・寄託	寄贈 1,023 件 4,150 点 寄託 0 件 0 点	主な収集資料：箕・背負い籠・鋤・鍬・千歯扱き・石臼など農具、絵はがき類、古文書、旅行案内記、観応元年銘板碑、講中道具、のれん・レコードなど生活道具類 ほか
実物資料の購入	10 件 32 点	主な収集資料：曾我物語絵巻、武清山水図巻物、橘樹郡神大寺村文書、佐久間象山書簡、傾城道中双六(神奈川・程ヶ谷、戸塚)、東京横浜名所一覽、常陸風土記 ほか

レプリカ製作	2件2点	水野到秋軍忠状 平城京跡出土「武蔵国荏原郡」木簡
マイクロ撮影	3,300コマ（複製7本 製本18冊）	萩原家文書 松沢家文書（製本のみ）
資料の修繕・保存	2件2点	「北条家船手判朱印状」裏打ち 赤羽刀「薙刀 武州下原住広重」1振の研磨
資料の整理活用（収集 資料のデータ入力）	14,438件	実物資料・図書文献資料のデータ入力を行った。
資料の整理活用（収集 資料の貸出）	18件176点	他の博物館・資料館での企画展・特別展に本館所蔵 資料の貸出を行った。
図書資料の公開	3,872件	図書閲覧室で、文献資料の公開及びレファレンスを行 った。
写真資料の撮影・整理	撮影数1,550カット 新規登録件数3,100件	常設展示や企画展・特別展に関する資料及び収蔵資 料の撮影と整理・登録を行った。
画像資料の貸出	貸出件数70件220点	他の博物館や公共機関、出版社などへの写真資料の 貸出を行った。

(2) 資料収集内訳

区 分	購入	複製	寄贈	寄託	合計	累計
絵 画 (点)	6 (1)	— (—)	48 (2)	— (—)	54 (3)	1,916 (1,862)
工芸品 (点)	— (—)	— (—)	— (1)	— (—)	— (1)	132 (132)
彫 刻 (点)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	20 (20)
書 跡 (点)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	46 (45)
典 籍 (点)	1 (42)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (42)	3,859 (3,858)
古文書 (点)	23 (—)	1 (2)	1,601 (43)	— (—)	1,625 (45)	31,164 (29,539)
古記録 (点)	— (2)	— (—)	— (—)	— (—)	— (2)	39 (39)
絵 図 (点)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	159 (159)
歴史資料 (点)	1 (—)	— (—)	2,456 (826)	— (—)	2,456 (826)	10,648 (8,192)
考古資料 (点)	— (25)	1 (2)	1 (—)	— (—)	2 (27)	1,027 (1,025)
民俗資料 (点)	— (33)	— (—)	44 (166)	— (—)	44 (199)	7,474 (7,430)
図書文献資料 (点)	100 (147)	— (—)	2,452 (1,947)	— (—)	2,552 (2,094)	53,682 (51,130)
合 計	131 (251)	2 (4)	6,602 (2,985)	— (—)	6,735 (4,915)	110,166 (103,431)

※ () 内は、前年度点数。

(3) 図書閲覧室利用状況

項 目	平成20年	平成19年	平成18年
閲覧室利用者数(人)	8,131	9,774	10,569
複写申込件数(件)	531	708	528
複写枚数(枚)	6,019	9,017	6,152
レファレンス件数(件)	392	461	401

(4) 資料の保管

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
保存燻蒸処理	燻蒸庫を使った二酸化炭素燻蒸のほか、資料に則した簡易燻蒸も合わせて行った。
環境検査	館の環境を把握するため、定期的に昆虫類モニタリング、菌類測定、塵埃測定、光学的測定を行った。

(5) 資料保管施設の管理

保管施設	保 管 資 料
横浜市歴史博物館収蔵庫(1,901 m ²)	原始・古代から近現代までの考古資料・歴史資料・民俗資料。

2 調査研究事業(寄附行為第4条第1号)

収集資料の整理や、企画展や講座・講演会の基礎的資料収集のための調査研究・資料整理を行いました。

(1) 基礎的調査研究1: 収蔵資料に関する調査研究

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
墓域出土の土器の研究	歳勝土遺跡など弥生中期出土の土器は、器種組成が特徴的で、弥生後期になると焼成後の底部穿孔など、古墳祭祀を想起させるような行為の痕跡を見ることができる。このような変化は具体的にいつ起こったのかを研究する。
合戦物語絵巻の多角的研究(3/3年次)	館蔵「六波羅合戦絵巻」などの特徴を明確化することを目的として、3年目となる本年度は、有職故実研究、武器・武具研究の視点からその特徴を探った。3年間の成果は、調査報告V o L. 3・4・5に掲載し、市民に公開した。また、19年度に実施されたテーマ展示「合戦絵巻」は、研究初年度の成果を活用したものであった。
印融著作の基礎研究(3/3年次)	館蔵の印融著作の版本・写本類の価値や類本中の位置づけを明らかにすることを目的として、本年度も所蔵本の書誌的検討・分析、類本の所在確認調査を行った。また、当館所蔵の『作法集口決』2冊の翻刻を行い、1冊分を報告書に掲載した。3年間の成果は、調査報告V o L. 3・4・5に掲載し、市民に公開した。
誠拙周樗関係資料の研究(1/3年次)	誠拙資料とともに古月派の関係資料も収集し、近世後期に横浜で活躍した禅僧たちの事績を明らかにすることを目的として、本年度は資料の全容把握の一環として、既刊の調査報告書等から関係

	資料を抽出し、絵画・墨跡の一部を報告書に掲載した。
軍記物語の研究（20年度新規事業）	当館所蔵の軍記物語の一つ「北条太平記」は、鎌倉時代の承久の乱をテーマにし、その時代の武士たちの活躍をえがいたものである。江戸時代作成された他の軍記物語と比較することで、所蔵資料の特徴を分析した。
東海道屏風・絵巻の基礎研究（3／3年次）	館蔵の東海道屏風・絵巻の資料的な位置づけ、全国的な視野の中で、分類・体系化し、その資料的な位置づけを図ると共に、その作成・利用年代及び製作意図を考察した。3年間の成果は、調査報告VOL. 3・4・5に掲載し、市民に公開した。

（2）基礎的調査研究2：地域資料に関する調査研究

項目	目的・意図 及び 内容・成果
杉山神社関係資料の収集と研究（2／3年次）	杉山神社に関する古代からの史料を収集、検討することにより、各時代における神社の位置づけを明らかにすることを目的に、本年度は史料の収集と合わせて先行研究の収集を行った。
浄土宗檀林資料の基礎研究（3／3年次）	市内浄土宗僧侶の内外での活躍を明らかにすることを目的に、本年度も引き続き、増上寺に所蔵される神奈川成仏寺・慶運寺などの市内寺院の史料12点を調査・撮影した。そのうち5点を報告書に翻刻掲載した。3年間の成果は、調査報告VOL. 3・4・5に掲載し、市民に公開するとともに、各種講座・講演会の基礎資料として活用した。
「香蔵院珎祐記録」の基礎的研究（2／3年次）	室町時代には鶴岡八幡宮の塔頭のひとつであり、横浜市神奈川区の神奈川湊付近に所領を持っていたと考えられる香蔵院の院主珎祐の記録を採り上げ、この資料を熟読し、室町時代の横浜の姿の一端を明らかにした。
武州金沢藩に関する基礎資料の分析（2／3年次）	市域に本拠を有する唯一の藩である武州金沢藩について、当館所蔵の武州金沢藩士萩原家文書中に含まれる同藩藩庁文書を分析することで、同藩の近世後期～明治初年の実態を検討した。
日記・御用留の基礎研究（3／3年次）	市域に残る日記・御用留類から、19世紀を中心とした政治、社会情勢と横浜の民衆との関わりについて明らかにすることを目的として、まとめに当たる本年度は対象を「金川日記」に絞り、集中的に分析を行った。3年間の成果は、調査報告VOL. 3・4・5に掲載し、市民に公開した。「金川日記」は、紀要13号で翻刻・紹介を行った。開港150周年記念企画展「黒船・開国・社会騒乱―日記にみる150年前の横浜―」は本研究の成果を公開したものである。
船釘の比較研究（20年度新規事業）	和船の建造に欠かせない船釘について、横浜市と他地域との差異について、種類、製造、地域差などの視点から比較研究するため、本年度は他地域のヒアリングを行った。

市民協働による市域の民俗調査 (20年度新規事業)	市民協働事業の一環として、市民調査員(仮称)を組織し、市域の民俗調査を実施することを目指し、本年度は民俗学の入門講座を開催し、民俗に関心のある市民を集めていくことを行った。
------------------------------	--

(3) 横浜の歴史をテーマにした調査研究：企画展開催に向けての調査研究

項目	目的・意図 及び 内容・成果
「ムラに生きる人々」に関する調査研究	21年度に開催する予定の企画展の検討と、基礎的な資料の調査を行った。
「人と物の流れ」に関する調査研究	21年度に開催する予定の企画展に関わる資料の調査、借用交渉などを行った。
「変わる横浜の形」に関する調査研究	21年度に開催する予定の企画展の計画立案、基礎的な資料の確認調査を行った。
「横浜開港 150 周年」関連展示の検討	21年度に開催予定の中世のミナトに関する展覧会と近世の交通路に関する展覧会の計画立案、基礎資料の確認を行った。

(4) 資料の調査整理

項目	目的・意図 及び 内容・成果
資料の整理	資料収集活動や調査研究で収集した資料・データなどの整理を行った。
調査報告書の作成・刊行	調査研究で蓄積した基礎データ等を『調査研究報告 VOL. 5』として刊行した。

3 常設展事業(寄附行為第4条第2号)

常設展示室において、収蔵資料の公開や、学芸員による解説を実施することで、積極的な集客を図りました。また、展示資料・ジオラマ類・ビデオ機器の保守点検を実施し、円滑な博物館運営を行いました。

(1) 常設展示室での実施事業

項目	目的・意図 及び 内容・成果
常設展示解説	毎月末土曜日に「ラストサタデープログラム」の一環として、学芸員による常設展示解説を行った。 参加者：287名(全12回)
収蔵資料ミニ展示	7・8・9月と1・2・3月の6回、各時代の収蔵資料をスタディサロンで展示し、各最終日に解説を行った。 解説参加者：127人(全6回)

(2) 常設展示室観覧者の推移

	有料観覧者(人)				無料観覧者 (人)	合計 (人)	前年比	開館 日数	1日平均 入館者(人)
	大人	高大	小中	計					
20年度	14,084	1,331	14,188	29,603	46,875	76,478	100.5%	311日	246
19年度	16,157	1,236	14,444	31,837	44,243	76,080	84.0%	309日	246
18年度	19,461	1,151	18,810	39,422	51,145	90,567	128.5%	309日	293

4 企画普及事業（寄附行為第4条第2・4・5・6・8号）

常設展示を補うテーマや新たな調査研究の成果に基づく企画展示を開催しました。同時に、市民が横浜の歴史をより身近で興味深く感じてもらえるように体験学習や歴史講座等を開催し、生涯学習活動を支援しました。

また、地域・学校や市民ボランティアと連携した事業や、施設の有効利用と認知度・顧客満足度を高めるための事業を実施しました。

（1）企画展・特別展の実施

画展名/開催期間	観覧料	観覧者数	目的・意図 及び 内容・成果
企画展「絵でみる考古学—早川和子原画展—」 H20. 4. 5(土) ～H20. 5. 18(日) 会期 42 日	大人 200 円 大高中 100 円 小学生以下は無料	22,890 人 1 日あたり 545 人	「考古復元イラストレーター」として有名な早川和子氏の旧石器時代から平安時代にいたる原画作品 117 点を一堂に展覧し、考古学や埋蔵文化財・遺跡への関心を深めてもらうことを意図した。大塚・歳勝土遺跡を題材とした新作 3 点も展覧。平成 19 年度の夏から開始された当館をふくむ 11 館による巡回展であった。 ① 講演会 4/26 日(土) 「考古イラストレーターってなに？」 講師：早川和子氏 参加費：500 円 参加者：39 人 ② 早川和子氏によるギャラリートーク 4/27(日) 参加費：無料 参加者：63 人 ③ たのしいイラスト教室 5/6(日) 参加費：500 円 参加者：20 人 ④ 小学生向けリーフレットの作成。団体見学小学校への説明とアンケートを実施。イラストの人気投票の実施。 ⑤ 関連図録の委託販売 定価 2,000 円 売上 200 部 ⑥ 関連図書コーナーの設置（図書閲覧室）
企画展「古代のムラの神・仏」 H20. 5. 31(土) ～H20. 7. 6(日) 会期 32 日	大人 300 円 高大 200 円 小中 200 円	9,866 人 1 日あたり 308 人	市域をはじめ東国で出土した祭祀遺物を中心に、古代国家における祭祀の展開とムラの社・祭りのあり方を展覧すると同時に、古代のムラへの仏教の浸透の状況や特徴を探り、神祇信仰との習合の様相などを紹介した。 ① 講演会 6/15(土) 「古代のムラの仏教施設」 講師：笹生 衛氏（千葉県教育委員会） 参加料：500 円 参加者：69 人 ② 講演会 6/22(土)

			<p>「古代相模・武蔵のムラと神々」</p> <p>講師：関 和彦氏（國學院大學講師）</p> <p>参加料：500円 参加者：73人</p> <p>③遺跡見学ツアー「香取・鹿島神宮と古代の常陸を訪ねて」 6/12（土）</p> <p>参加料：4,000円 参加者：45人</p> <p>④フロアレクチャー（担当学芸員による展示解説）</p> <p>2回 参加者：49人</p> <p>⑤ 図録等刊行物の作成</p> <p>1,500部作成 定価700円</p> <p>売上 426部</p> <p>⑥ 小学生向けパネル（2か所）の作成。団体見学小学校への説明とアンケートを実施。</p> <p>⑦ 関連図書コーナーの設置（図書閲覧室）</p>
<p>企画展「お願い！かみさま、ほとけさま—小絵馬に見るひとびとの願い—」</p> <p>H20.7.26(土)</p> <p>～H20.9.15(月)</p> <p>会期45日</p>	<p>大人 400円</p> <p>高大 300円</p> <p>小中 200円</p>	<p>5,143人</p> <p>1日あたり 114人</p>	<p>カミやホトケへの祈願のかたちの一つに小絵馬があり、今でもそれはくらしの中に息づいている。展示では、子どもたちにも興味を持てるようにしながら、絵馬から読みとることができるさまざまな人々の願いを紹介した。また都筑阪急百貨店の協賛をえた。</p> <p>① やさしい展示解説（フロアレクチャー）</p> <p>3回 参加者：33人</p> <p>② 関連ツアー「小絵馬をたずねて」 8/31（日）</p> <p>参加費：1000円 参加者：13人</p> <p>③ 研究講座 9/7（日）</p> <p>「絵馬とはなにか」</p> <p>講師：岸上興一郎氏（駒沢大学講師）</p> <p>資料代：300円 参加者：45人</p> <p>④ 参加型の展示コーナーとして「絵馬でお願いしてみよう」を設置。観覧者全員に小絵馬を配り、実際に願い事を記して掛けてもらった。会期中企画展示室には3,394枚、協賛してもらったモザイクモール港北には406枚の小絵馬が掛けられた。</p> <p>⑤ 展示室内に「今週の逸品」というコーナーを設け、週替わりで特定のテーマに沿った絵馬を紹介した。</p> <p>⑥ モザイクモール港北の協賛を得て、7月26日から8月10日の期間限定で企画展の有料観覧者にモザイクモール観覧車の無料乗車券を提供（1,008枚）した。</p> <p>⑦ 図録等刊行物の作成</p>

			<p>1, 500部作成 定価500円 売上 222部 ⑧ 関連図書コーナーの設置 (図書閲覧室)</p>
<p>特別展「縄文文化円 熟—華蔵台遺跡と 後・晩期社会—」 H20.10.4(土) ~H19.11.24(月) 会期45日</p>	<p>大人 500円 高大 300円 小中 100円</p>	<p>5,569人 1日あたり 124人</p>	<p>港北ニュータウン地域内の華蔵台遺跡を中心に関東地方の遺跡を交えて、社会が成熟し、精神文化も非常に発達した縄文代後期から晩期の社会像を、集落復元や祭祀遺物・遺構などを通して明らかにした。</p> <p>① 講演会 10/26(日)「海辺の生活と精神文化」 ・「東京湾の東と西」 講師：忍沢成視氏 (市原市埋蔵文化財センター) ・「縄文後晩期の社会と文化」 講師：石井 寛氏 参加費：600円 参加者70人</p> <p>② 講演会 11/16(日)「縄文後晩期の社会と文化」 ・「寺野東遺跡と環状盛土遺構」 講師：江原 英氏 (栃木県教育委員会) ・「石を運ぶ・石で築く」 講師：佐野 隆氏 (北杜市教育委員会) ・「縄文時代後期の房総のムラと貝塚」 講師：菅谷通保氏 (茂原市立美術・博物館) 参加費：800円 参加者92人</p> <p>③ バスツアー「石の文化を訪ねて」 10/16(木) 参加費：4000円 参加者31人</p> <p>④ バスツアー「華麗な耳飾りを訪ねて」 11/6(木) 参加費：4000円 参加者28人</p> <p>⑤ フロアレクチャー (担当学芸員による展示解説) 2回 参加人数：64人</p> <p>⑥ 図録等刊行物の作成 1, 500部作成 定価1, 300円 売上 453部</p> <p>⑦ 特別展に関連して、10/11(土)・12(日)に「土偶づくり」の体験学習、11/1(土)に土器野焼きを実施した。</p> <p>⑧ 同時期に縄文関係の特別展を開催した大田区郷土博物館とは、相互のポスター・チラシで宣伝協力を行った。</p> <p>⑨ 関連図書コーナーの設置 (図書閲覧室)</p>

<p>平成 20 年度「横浜市指定・登録文化財展」 H20. 12. 13(土) ～H20. 1. 18 (日) 会期 25 日</p>	<p>無料</p>	<p>3, 199 人 1 日あたり 128 人</p>	<p>平成 20 年度に新たに指定・登録された文化財を展示して市民に公開した。同時に市内遺跡の調査・整理の成果を報告する「横浜の遺跡展」、横浜市立学校総合文化祭「社会科作品展」を開催した。</p> <p>①フロアレクチャー 2 回 参加者：30 人</p> <p>②干支土鈴展示（エントランスホールで、平成 20 年と 21 年の干支の土鈴を展示）</p>
<p>開港 150 周年記念企画展「黒船・開国・社会騒乱一日記にみる 150 年前の横浜一」 H21. 1. 31(土)～ H21. 3. 15(日) 会期 44 日</p>	<p>大人 300 円 高大 200 円 小中 100 円</p>	<p>7, 982 人 1 日あたり 181 人</p>	<p>開港 150 周年の幕開けであるこの時期にあたり、近世後期の横浜およびその周辺で起こったさまざまな出来事を、佐藤汶栖が記した「金川日記」を主たる題材とし、庶民の視点からとらえ直して、紹介した。</p> <p>① 講演会 2 / 14 (土) 「情報時代幕末の特質」 講師：宮地正人氏（前国立歴史民俗博物館館長） 参加料：500 円 参加者：97 人</p> <p>② 研究講座「佐藤汶栖をめぐる人々」 3 / 1 (日) ・「ふるさと久保村時代」 講師：相沢雅雄氏（地域史研究家） ・「歌会活動を中心に」 講師：増田恒男氏（司馬遼太郎記念館学芸部長） 参加料：500 円 参加者：121 人</p> <p>③ ウォーキングツアー「開港前後の神奈川宿を訪ねて」 2 / 26 (木) 参加料：700 円 参加者：29 人</p> <p>④ フロアレクチャー（担当学芸員による展示解説） 5 回 参加人数：105 人</p> <p>⑤ 埋蔵文化財センターの協力を得て、会期中、神奈川台場発掘に関するパネル展を行った。</p> <p>⑥ 後援の横浜郷土史団体連絡協議会の会員向けの展示解説を実施した。</p> <p>⑦ 当館の古文書解読教室の OB 会である「横浜古文書を読む会」で、数年来「金川日記」などの日記や御用留を解読してきており、本展示はその成果を還元する場でもあった。</p>

(2) 企画展示室観覧者の推移

	有料観覧者 (人)				無料観覧者 (人)	合計 (人)	前年比	開催 日数	1日平均 入館者(人)
	大人	高大	小中	計					
20年度	8,115	585	6,090	14,790	39,860	54,649	97.0%	233日	235
19年度	12,912	683	6,305	19,900	36,424	56,324	73.1%	224日	251
18年度	16,745	610	13,316	30,671	46,319	76,990	154.7%	235日	328

(3) 歴史講座等の開催

講座名称/開催日	参加者数	事業内容
古文書解読教室 初めての古文書 H20.10.3(金) ～H20.12.5(金) 毎金曜 10回連続	各回 47人	初心者を対象に江戸時代の古文書を教材として解読の初歩を学ぶ講座を行った。 講師：井上攻、小林紀子 会場：歴史博物館 研修室 参加料：5,000円
古代史講読講座 H21.1.15(木) ～H21.2.12(木) 毎木曜 5回連続	各回 49人	日本古代史の主要な問題について関係史料を読み解く講座を行った。 講師：平野卓治 会場：歴史博物館 講堂 参加料：2,500円
古文書解読講座（上級） H21.1.15(木) ～H21.2.12(木) 毎水曜 5回連続	各回 52人	古文書解読の経験がある人を対象に、内容を重視した上級講座を行った。 講師：斉藤 司 会場：歴史博物館 講堂 参加料：2,500円
土器づくり教室 H21.2.15(日) ～H21.3.28(土) 全4回	各回 16人	横浜縄文土器づくりの会の指導で、港北ニュータウン出土の縄文土器をモデルに土器づくりの体験教室を行った。また、完成作品の展示会を開催した。 会場：歴史博物館 工房・野外広場 参加料：3,500円
出張土器づくり教室	153人	横浜縄文土器づくりの会との協働で、市内2校の公立小学校へ出張して、土器づくりの指導を行った。 6/26(木)、7/17(木)、10/28(木) 宮谷小学校 10/22(水)、10/30(木)、12/2(火) 下末吉小学校
竪穴住居に泊まろう H20.9.6(土) ～9.7(日)	30人	小学生とその親を対象に遺跡の復元住居で、火起こしや遺跡解説、竪穴住居に宿泊する体験教室を行った。 参加料：大人1,500円、子供700円 参加者：9世帯30人
開館14周年記念特別 講演会 H21.2.8(日)、 11日(水)	291人	開館14周年を記念して特別講演会を行った。 「古代国家と文字文化—東アジア交流の原点“文字”—」 平川南氏（国立歴史民俗博物館長・山梨県立博物館長）

(4) 体験学習の実施

会場/開催日	参加者数	参加料	事業内容
体験学習室 毎日開催	58,231人	無料	さまざまな道具に直接触れ、歴史を実感できる内容で実施した。 常時開催：銅鐸鳴らし、石臼で粉ひき、火打石、あかり比べ等 ミニ展示 ・私たちが作った縄文土器展 4/2(水)～4/13(日) ・江戸時代の旅 7/3(木)～9/30(火) ・どき土器縄文展 10/1(水)～11/28(金) ・ちょっと昔を探してみよう 11/29(土)～3/31(火)
体験コーナー H19.4.9(水) ～H19.6.27(金)		無料	小学校団体が多い4～6月にかけて、エントランスホール・復元住居等で、火起こし体験や貫頭衣を試着したりできるコーナーを設置し、ミニ体験を実施した。
工房 土日開催 21日42回	1,128人	300円	小学生の親子を中心に、楽しみながら歴史に触れる教室を開催した。 勾玉づくり、土偶づくり、小田原提灯づくり、凧づくり、草履編み、紙すき体験、万祝染体験等
古代人体験 H20.8.9(土)	33人	300円	小学校5・6年生を対象に、火起こしや竹の食器作り・勾玉作りなど古代人の体験を行った。都筑区役所と都筑区青少年指導員連絡協議会と共同主催。
日産スタジアム勾玉作りワークショップ H20.9.13(土)	99人	100円	横浜マリノス株式会社と協働で、日産スタジアムに出張し勾玉作りのワークショップを実施した。
体験広場	367人	無料	工房で作った土偶等の野焼きを横浜縄文土器づくりの会と協働で行い、市民に公開した。 8/24(日)、11/1(土)、3/28(土)



小田原ちょうちん作り・マリノスケ参上



日産スタジアム・勾玉作り

(5) 「夏休み博物館たんけん隊」の実施

会場	開催日	参加者数	事業内容
常設展示室 企画展示室 博物館バックヤード	H20. 8. 3 (日) H20. 8. 24 (日) 1日3回	154人	博物館を楽しみながら関心を高めてもらうために、親子や児童生徒を中心に開催した。 内容：展示ポイント解説、常設展示室の照度測定体験、赤外線テレビカメラでの調査体験、博物館バックヤード見学、等

(6) 「ふるさと横浜探検」の実施

探訪地	開催日	参加者数	事業内容
よこはま事始め 野毛地区	H20. 4. 24 (木)	32人	開港場に隣接した横浜野毛地区を探訪した。 参加料：700円
旧東海道保土谷宿の歴史散歩	H20. 5. 22 (木)	35人	旧東海道の保土谷宿を中心に周辺を探訪した。 参加料：700円
香取・鹿島神宮と古代の常陸を訪ねて	H20. 6. 12 (木)	44人	企画展関連事業として、古代常陸方面の史跡を探訪した。 参加料：4,000円
谷本川と寺家の里山を訪ねて	H20. 10. 18 (木)	23人	里山の残る鶴見川流域を自然観察をしながら探訪した。参加料：一般700円、小学生300円
旧東海道島田・金谷宿と蓬莱橋を訪ねて	H20. 11. 20 (木)	38人	大井川を挟む旧東海道の島田・金谷宿と観光スポット蓬莱橋を訪ねた。参加料：4,000円
開港150周年記念バスツアー 早春の伊豆半島—開港前夜の港町伊豆下田と河津桜を訪ねて—	H21. 2. 19 (木) ～20 (金)	26人	開港150周年企画として開港ゆかりの伊豆下田を中心とする1泊2日のバスツアーを実施した。 参加料：29,800円

(7) 集客イベント等

項目	開催日	参加者数	事業内容
博物館感謝デー	H21. 1. 31 (土)～ 2.1(日)	2,193人	常設展示室・企画展示室の無料開放、聞いてみよう(常設展、土器パズル、赤外線カメラなど)、作ってみよう(勾玉)、ビデオ上映会、土器復元体験、ショップフェア
ラストサタデープログラム	毎月最終土曜日 (全12回)	474人	学芸員による常設展示解説。3(1)記載のとおり5/31、6/28エントランス外にて火起こし体験実施。参加187人。

(8) エントランスホールコンサートの実施

横浜市歴史博物館の認知度を高め、新規来館者の開拓を図るため、博物館エントランスホールを会場としてコンサートを開催しました。

事業名/開催日	事業実績等
第14回コンサート 「ハープによる夏の旅」 H20. 7. 19(土)	演奏者：川崎かぐや (ハープ) 来場者数：231人
第15回コンサート 「クリスマス・おら・トリオ」 ～オーボエ、ヴァイオリン、ピアノで奏でるクリスマス～ H19. 12. 22(土)	演奏者：関水萌子 (オーボエ)、下城瑠五子 (ヴァイオリン)、原田愛 (ピアノ) 来場者数：201人



開港150周年記念企画・伊豆宿泊バスツアー



第15回エントランスコンサート

(9) 遺跡公園ガイドボランティアの活動支援

項 目		事 業 内 容		
ガイドボランティア事業		<p>・市民ボランティアにより、小中学校団体、及び一般来館者へ大塚・歳勝土遺跡公園・旧長沢家住宅の無料解説ガイドを行った。また、当事業は、ガイド研修を通じて登録者の考古学・歴史学に関する自己学習・生涯学習の支援を兼ねている。</p> <p>①ガイド登録者数：57人</p> <p>②登録期間 2年間（5期生 平成19・20年度）</p> <p>③基本ガイド時間 小学校団体 45分間 一 般 60分間</p> <p>・学校団体来館時の対応や、ラストサタデープログラムなどの事業を支援してもらうことを目的とした、事業支援ボランティアを試行した。</p> <p>4～6月学校団体対応火起こし疑似体験活動。 48日。 19人登録。</p>		
ガイドボランティア研修の実施		<p>・館外研修会・研修講座等を開催した。</p> <p>・本年度は第5期の2年目で、活動期間は、平成19年4月1日～21年3月31日。</p>		
項 目		平成20年度	平成19年度	平成18年度
活 動 実 績	ガイド実施日数(日)	302	299	301
	解説回数(回)	952	925	979
	1日平均解説回数(回)	3.04	3.1	3.2
	参加者数(人)	30,008	27,763	28,297
	団体対応(件)	336	332	322
	団体のうち学校数(校)	288	298	287

(10) 学校連携事業の実施

横浜市歴史博物館の学校利用を促進するために、エドゥケーターを中心に「学校の博物館利用研究会」を運営し、展示資料案内の作成、教師向けと児童向けのホームページの作成、区別展示物の児童向け資料作成を行いました。また、「吉田新田」についての小学校への出前授業と、近隣4区の小学校向けに常設展示室で吉田新田の説明を行いました。また、新たに、教職員を対象とした、吉田新田の学習会を行い、各区社会科研究会研修会の運営に参加協力しました。

事業名／開催日	事 業 内 容 等
学校の博物館利用研究会 第1回 H20. 7. 5(土) 第2回 H20. 8. 16(土) 第3回 H20. 12. 13(土) 第4回 H21. 2. 28(土)	①横浜市小学校社会科研究会所属の教員5名及び関係職員で構成。区ごとの常設展示物と史跡紹介資料作成を行った。 ②子供向け、教師向けのホームページの作成をした。 ③歴史博物館をはじめ、他館についての利用方法も検討した。
教職員専門研修 H19. 8. 2(木)	市教育委員会が主催する教職員研修を受け入れて実施した。 参加人数：41人

月曜開館	学校団体の来館が多い4・5月の月曜日に臨時開館し、混雑緩和と積極的な学校団体誘致を図った。
吉田新田出前授業	10/28 (火) 中区立野小学校 3クラス 124人 10/30 (木) 都筑区南山田小学校 4クラス 155人 11/18 (火) 金沢区関東学院小学校 2クラス 78人 11/21 (金) 南区太田小学校 2クラス 62人 11/27 (木) 瀬谷区瀬谷小学校 4クラス 147人 11/28 (金) 青葉区つつじが丘小学校 3クラス 96人 12/2 (火) 南区六つ川西小学校 3クラス 94人
常設展示室吉田新田説明	10/8 (水) 港北区高田小学校 3クラス 82人 10/17 (金) 港北区日吉南小学校 3クラス 83人 10/23 (木) 青葉区鴨志田第一小学校 2クラス 62人 10/24 (金) 青葉区青葉台小学校 3クラス 87人 11/7 (金) 都筑区都筑小学校 4クラス 124人 11/14 (金) 緑区山下みどり台小学校 3クラス 91人 11/26 (水) 青葉区あざみ野第二小学校 3クラス 97人 12/12 (金) 港北区新吉田第二小学校 2クラス 53人
教職員対象の吉田新田の学習会	授業での学習ポイントを説明 8/5 (火) 66人 8/26 (火) 48人
各区社会科研究会への事業	5/14 (水) 港北区社会科研究会 25人 「絵でみる考古学」の見学・研修 7/23 (水) 青葉区社会科研究会 26人 「展示物を生かした教材開発」 7/23 (水) 泉区社会科研究会 20人 「吉田新田探索」現地研修 8/28 (水) 港南区社会科研究会 25人 「吉田新田現地研修会」

(11) 小・中学校団体利用の推移

項 目	平成20年度	平成19年度	平成18年度
学 校 数 (校)	452	425	506
児 童 ・ 生 徒 数 (人)	41,639	37,695	44,741

(12) 実習・研修の受け入れ

項 目	事 業 内 容
博物館館務実習の受け入れ	博物館学芸員資格の取得を目指す「博物館実習」受講生を受け入れ、指導を行った。 (A日程) 期間：H20.5.18(日)～11.22(土)の内、9日間 受入数：5人

	(B日程) 期間：H19.7.30(水)～8.26(火)の内、8日間 受入数：11人
社会研修の受け入れ	生徒・学生の社会体験・研修等を受け入れた。 7/2(水) ハートフルスペース都筑 30人 10/15(水) 相模原市立共和中学校 5人 12/5(金) 横浜市立盲支援学校 4人 1/22(木) 横浜市立中川中学校 4人 1/28(水) 横浜市立東山田中学校 2人 H20.2.27(金)～3.10(火)フェリス女学院大学 2人

(13) 広報出版

項目	事業内容
リーフレット類作成	歴史博物館案内パンフレット 歴史博物館案内児童用パンフレット 歴史博物館催し物案内(年2回) 通史展示解説シート
出版物発行	横浜市歴史博物館ニュース(年1回) 20,000部作成 横浜市歴史博物館資料目録 第17集 700部作成 横浜市歴史博物館 紀要第13号 800部作成
その他広報	市営地下鉄6駅構内の広報案内看板による広報 市営地下鉄の車内放送による広報 インターネットによる広報 一般新聞・雑誌等への広告掲載による広報 都筑区民まつり、センター北まつりへの出店参加による広報 市営地下鉄車内吊り広告による5施設紹介の広報 FM放送への情報提供 横浜開港150周年記念グランドミュージアム参加 埋文センター・三殿台考古館との連携チラシ「よこはま古代人ワールド」による広報 年賀郵便への広告掲載による広報

5 情報事業(寄附行為第4条第4・5・6号)

インターネット等を利用して、文化財・歴史資料及び展示等に関する情報を提供するために、データの入力等を行い、文化財情報の発信に関わる機器類の保守管理を行いました。

項目	事業内容
収蔵資料等データ入力及びインターネット公開	収蔵資料、図書文献資料等のデータ入力及びインターネット公開を行った。 ・データ入力件数 合計 14,438件 ・インターネット公開

	収蔵資料情報の公開 合計 50件(前年度52件) 図書文献資料情報の公開 合計 3,013件(前年度2,634件)
映像資料の公開	スタディ・サロンで映像ビデオを公開した。
文化財情報システムの運用・保守	インターネット等による文化財情報の管理・発信やグループウェアに関わる機器類の保守を行った。
ホームページを利用した博物館情報の発信と市民ニーズの把握	博物館のホームページ上で、博物館の催し物案内をはじめ、展示・催し物・刊行物の広報や、収蔵資料・図書文献資料・市内文化財等の紹介を行った。 アクセス件数 合計 97,666件(前年度96,144件)

6 管理運営事業（寄附行為第4条第7号）

横浜市歴史博物館及び野外施設の維持管理・運営を行いました。

（1）横浜市歴史博物館等の維持管理

管理対象施設等	事業内容・所在地など
横浜市歴史博物館	施設の維持管理、補修・修繕、燻蒸 スタディサロン・歴史劇場の運営 講堂、研修室の貸出 主な修繕：ITV改修工事 所在地：都筑区中川中央一丁目
横浜市歴史博物館野外施設	国指定史跡「大塚・歳勝土遺跡公園」の管理 所在地：都筑区大榎西

（2）講堂・研修室利用の推移

項 目		平成20年度	平成19年度	平成18年度
講 堂	利 用 者 数 (人)	26,152	15,773	17,957
	利 用 件 数 (件)	154	116	80
	うち有料貸出件数(件)	18	29	13
研 修 室	利 用 者 数 (人)	7,525	8,377	6,919
	利 用 件 数 (件)	301	231	175
	うち有料貸出件数(件)	198	136	91

(3) 駐車場の経営（7月から）

来館者用駐車場を経営しました。条例改正に伴い、駐車場料金は利用料金となり、これまで特別会計の事業でしたが、7月から一般会計の事業となりました。（館内32台、屋外140台）

項目	平成20年度	平成19年度	平成18年度
利用台数（台）	5,275 (7,341)	9,557	12,422
月あたり利用台数（台/月）	586 (612)	796	1,036
料金収入（千円）	2,085 (3,014)	3,850	4,939

20年度実績数は、7月からの数字。（ ）内は年間の実績。4～6月は特別会計事業（p68）に掲載
18・19年度は、特別会計事業における実績。

(4) 横浜市歴史博物館野外施設入場者の推移

項目	平成20年度	平成19年度	平成18年度	
横浜市歴史博物館野外施設（人）	61,701	59,835	63,654	
内 訳	大塚遺跡（人）	56,203	55,338	57,349
	工房（人）	5,493	4,497	6,305

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
資料収集保管事業	資料購入・寄贈等による資料収集を行うと共に、複製資料の制作やマイクロフィルムなどによる収集を行いました。収集資料の整理・保管・データ入力、資料の修繕を進め、保管環境の維持につとめました。また、画像資料の有料貸出も継続し収入の向上を図りました。	A
調査研究事業	収蔵資料に関する調査研究を6本、地域資料に関する調査研究を7本実施し、その成果は報告書・紀要等として刊行すると共に、一部は講座・講演会、企画展等に反映させました。また、21年以降の企画展の基礎調査を実施しました。	A
常設展事業	日常的なメンテナンスにより常設展示室内の展示環境を整えると共に、活性化・リピーターの獲得を目的に、学芸員による展示解説、収蔵資料ミニ展示及び解説などを実施しました。入場者数の達成率は、当初事業計画で上げた観覧者見込み数の99%でした。	A

企画普及事業	<p>巡回展を含む企画・特別展等の展示事業、各種体験学習等の普及事業を予定通り実施しました。特に市民協働においては、ボランティア活動の拡大を目指して、21年度実施の事業支援ボランティアの試行を行いました。また、横浜開港150周年記念事業の一環として、他館に先駆けて企画展や関連バスツアーを実施しました。各事業ともアンケート調査等によれば、高い満足度が得られています。</p>	<p>A</p>
情報事業	<p>館内の端末での情報提供とインターネットでの収蔵資料情報の公開等、情報発信を実施しました。インターネットへのアクセス数は、当初事業計画で上げた見込み数の135%増となりました。</p>	<p>A</p>
管理運営事業	<p>博物館・遺跡等施設の維持管理を適切に実施しました。講堂や研修室の利用件数が前年度を大きく上回りました。</p>	<p>A</p>

IV 開港資料館事業

当館は、開港ならびに都市横浜発展の原点であり、さらには日本の開国と近代化の出発点ともいえる「日米和親条約」締結の地に立地し、数多くの関係資料を所蔵する「開港150周年」を象徴する施設として活動しています。

開港150周年を迎えるにあたり、企画展示は「開港150プレリュード」と題した3つの企画展示（「ハリスと横浜」、「白船来航」、「港町百花繚乱」）を開催し、開港150周年を迎えた平成21年1月からは「開港150周年記念」と題した第1弾として「横浜開港と宣教師」展を開催しました。

開港150周年にちなみ、展示のほかにも「たまくす」の保護育成を図る「たまくすプロジェクト」や横浜郷土史団体連絡協議会をはじめとする協働事業などの自主事業を実施すると同時に、横浜市が主催する開港150周年記念各事業での監修・資料提供・講演会講師派遣・原稿執筆、またマスコミ・雑誌等への複製資料貸出・取材・撮影・記事連載・監修など、自主企画以外にも多岐にわたるニーズに対応しました。

資料収集、調査研究は事業計画どおり実施しました。常設展示室の新収資料コーナーも定着し、即応的な資料紹介を行いました。

これらにより、研究成果、資料の普及、「開港150周年」とともに当館の周知を図ることができ、観覧者数も前年度比15%増と、大幅な増加となりました。

各事業報告

1 資料収集保管事業（寄附行為第4条第1号）

開港期を中心として明治・大正にかけての横浜の歴史とその関連資料を収集し、収集資料を良好な状態で保存するために資料の保管・修繕を行いました。また、閲覧室での資料公開・コピーサービスにより、資料や研究成果の普及を行いました。

（1）資料の収集・管理・公開

項目	点数	事業内容
資料の寄贈・寄託	寄贈4件 339点 寄託4件 261点	主な収集資料：田野井昭子家文書300点、猪熊浩平家文書116点ほか
資料の購入	45件 268点	主な収集資料：「横浜居留地地図」
資料のマイクロ化	9件 (4,098コマ)	主な複製（マイクロ撮影）資料：岩沢家所蔵資料
資料の保存処理・修繕	1件 1点	開港直後の横浜を描いた肉筆画の修復
資料の分類・整理	古文書など 約1,200点	収集した歴史資料を保存・公開するため、資料群ごとに分類整理した。
資料のデジタル化	約300点	横浜植木株式会社関係図譜を中心に、画像資料及び各種資料情報のデジタル化を実施した。

文献資料のコンピュータ検索の実施	1, 532件	所蔵文献資料のデータベース化、閲覧室での検索システムの整備を行った。
閲覧室における資料の公開	閲覧室利用者 3, 873人 書庫内資料の出納 5, 272件	邦字・欧字新聞複製、図書等の開架資料の公開と、文献・古文書等の閉架資料の出納・公開を行った。
写真資料・画像資料の撮影・整理	撮影件数(33点) 日本絵入商人録など	企画展や閲覧公開に供する資料及び収蔵資料の撮影と整理・登録を行った。
複製フィルム等の貸出	貸出件数810件 3, 703点	市民や企業、他の博物館や公共機関、出版社などへの写真資料の貸出を行った。

(2) 資料収集内訳

区 分	購入	複製	寄贈	寄託	合計	累計
行政資料(点)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	1, 851 (1,851)
政府資料(点)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	16, 137 (16,137)
海外資料(点)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	13, 024 (13,024)
文書・記録(点)	8 (28)	6 (5)	339 (1,442)	261 (25)	641 (1,500)	73, 276 (72,662)
新聞資料(点)	19 (34)	3 (-)	— (1)	— (-)	22 (35)	9, 711 (9,689)
横浜絵・写真等(点)	37 (33)	6 (7)	— (3)	— (2)	43 (45)	31, 059 (31,016)
コレクション(点)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	50, 165 (50,165)
文献資料(点)	204 (168)	2 (3)	— (2)	— (-)	206 (173)	55, 854 (55,648)
合 計	268 (263)	17 (15)	339 (1,448)	261 (27)	885 (1,753)	251, 077 (250,192)

※ () 内は、前年度点数。

(3) 複製フィルム等の貸出実績

項 目	平成20年度	平成19年度	平成18年度
出版社(一般書・教科書・雑誌)、放送・テレビ会社、官公庁、横浜市及び横浜市関連機関への貸出	810件	579件	447件

(4) 閲覧・資料相談・複写サービス利用状況

項 目	平成20年度	平成19年度	平成18年度
閲覧室利用者数(人)	3, 873	3, 614	2, 921
複写申込件数(件)	2, 748	1, 938	1, 607
複写枚数(枚)	47, 403	44, 540	40, 795
レファレンス件数(件)	3, 251	2, 823	2, 187

(5) 資料の保管

項目	目的・意図 及び 内容・成果
害虫防止策	収蔵庫・展示室窓に紫外線防止フィルム貼付、害虫忌避剤の散布
環境検査	5回/年 実施

(6) 資料保管施設の管理

保管施設	保管資料
横浜開港資料館収蔵庫 (310 m ²)	文書記録、画像資料、個人文庫、文献等の収蔵と管理を行った。
大黒埠頭倉庫他	マイクロフィルム、器物資料等の収蔵と管理を行った。

2 調査研究事業（寄附行為第4条第1号）

開港期を中心として明治・大正にかけての横浜の歴史とその関連資料について調査研究を館外の研究者とも協力して行いました。調査研究項目を一部組替・統合しましたが、当初事業計画の所期目的を達成しました。

(1) 基礎的調査研究

項目	目的・意図 及び 内容・成果
開国・開港期の歴史 ・幕末・明治期の史跡と古記録の研究（3/5年次）	①21年度第1回企画展示「港都横浜の誕生」の準備。 ②長野県の生糸貿易関係資料の調査など古文書所在調査を実施。 ③横浜の歴史を普及するための新聞連載（神奈川新聞・読売新聞ほか）。
横浜近代政治史 ・横浜市政史の研究（3/5年次）	①横浜近代史研究会と協働で瀬谷区を中心とする資料調査を行い、新資料の収集・整理と分析を進めた。 ②昭和初期の「港湾」「商工会議所月報」等の雑誌記事の収集、動画の収集などを行った。 ③研究の成果を『開港のひろば』や研究紀要で報告した。
横浜近代経済史 ・茂木商店関係資料及び興行関係資料の研究（3/5年次）	①研究成果を企画展「港町 百花繚乱」として公開した。 ②株式会社横浜植木関係資料（カタログ類など）のスキヤニングをおこなった（約300枚）。 ③「熱海之日記」の分析を実施し、紀要で報告した。
横浜近代文化史 ・横浜の教育史に関する調査 ・横浜の出版、及び出版文化に関する調査（3/5年次）	①研究成果を企画展「横浜開港と宣教師」として公開した。 ②「春鴻の短冊」を収蔵資料コーナーで紹介した。 ③神奈川新聞社刊『おもろ遠眼鏡～庶民の見た幕末・明治』の編集を行った
横浜近代欧米関係史 ・横浜外国人社会に関する研究（3/5年次）	①研究成果を企画展「ハリスと横浜」として公開した。 ②横浜アマチュア演劇クラブ関係資料を収蔵資料コーナーで紹介した。 ③ブルーム・コレクション（追加）と幕末英駐屯軍士官旧蔵資料の目録を完成し、図説や新聞連載記事に執筆し公開した。またブラウン論文集の原稿執筆・編集をおこなった。

横浜近代アジア関係史 ・ 横浜在留華僑・華人に関する研究（3／5年次）	①研究成果を企画展「白船来航」として公開した。 ②横浜華僑のオーラルヒストリーの記録化を中華会館と協議しながら進めた。 ③中華街関係の研究成果を紀要や新聞などで公表した。
歴史情報に関する研究 ・ 明治・大正期の横浜関係情報に関する研究（3／5年次）	①明治41年の新聞記事からアメリカ大西洋艦隊に関する記事を収集した。 ②『横浜貿易新報』記者廣田花崖の資料調査を行った。

(2) 委託調査

項 目	委託先	目的・意図 及び 内容・成果
横浜と周辺郡部を対象とした地域研究と経済貿易史に関する研究（3／5年次）	横浜近代史研究会 (代表 大豆生田稔)	①橘樹郡・都筑郡の地域資料の調査と分析 ②横浜の経済・貿易に関する調査研究（商工会議所蔵書・生糸関係資料の調査・分析など） ③横浜の市政史に関する調査研究（関連雑誌の記事目録データベースの整備） ④地域の旧家に残された日記・演説原稿などの解読と分析
幕末・明治初年の貿易史と古記録に関する調査研究（3／5年次）	横浜史料調査研究会 (代表 井川克彦)	①江戸時代に作成された古文書を所蔵する旧家の調査（保土ヶ谷区軽部家ほか） ②開港資料館が所蔵する和本などの整理 ③シイベル・ブレンワルド商会の日記翻訳 ④市外の機関が所蔵する古文書の調査（長野県上田市上丸子飯沼区有文書ほか）
横浜外国人社会に関する調査研究（3／5年次）	横浜外国人社会研究会（代表 大西比呂志）	①横浜居住外国人関係者の調査とインタビュー ②外務省外交史料館が所蔵する大正期の外国人に関する資料の調査 ③マイクロフィルム（オーストラリア国立図書館蔵 横浜在住外国人関係資料）の調査 ④横浜居住外国人リストのデータベース化など

(3) 研究紀要の発行

出版書籍名	作成部数	頒布価額	事業内容
横浜開港資料館 紀要 第27号	1,250部	1,529円	当館専門職員による資料の調査研究、整理等の成果をまとめた。 ・ 論文「都筑郡における二大政党化の進行過程」 ・ 史料紹介「熱海之日記」ほか

3 常設展事業（寄附行為第4条第2号）

常設展示室において、資料・展示ケースなどの保守点検を実施し、円滑な展示室運営を行いました。

(1) 常設展示室観覧者の推移

	有料入館者 (人)				無料入館者 (人)	合計 (人)	前年比	開館 日数	1日平均 入館者(人)
	大人	小中	閲覧室	計					
20年度	40,316	8,827	1,715	50,858	18,132	68,990	115.6%	303日	228
19年度	32,111	10,339	1,626	44,076	15,588	59,664	101.3%	302日	198
18年度	33,827	8,527	1,358	43,712	15,143	58,855	122.0%	302日	195

(2) 新収蔵資料や新発見資料紹介コーナーの設置

常設展示室の一角に、新収蔵資料や新発見資料の紹介コーナーを設け、調査研究の成果をいち早く紹介しました。

項 目	内容・成果
資料紹介	H20. 3. 12 (水) ~ 5. 18 (日) The Far East Vol. 1 よみがえる明治初頭の横浜 H20. 5. 27 (火) ~ 8. 23 (土) グランド・ホテルの面影 H20. 8. 28 (木) ~ 9. 15 (月・祝) 関東大震災写真帳 H20. 9. 17 (水) ~ 11. 30 (日) 春鴻の短冊 H20. 12. 2 (火) ~ 2. 28 (日) 横浜アマチュア演劇クラブ関係史料 H21. 3. 2 (火) ~ 4. 19 (日) 橘樹郡を支えた人びと関係史料

(3) 旧館エントランスホール等の整備

旧館エントランスホールへ音声ガイドを設置しました。また、開港150周年を迎えるにあたり、スタンドサインの改修や、記念室(領事室)を公開する準備を実施しました。

4 企画普及事業(寄附行為第4条第2・4・5・6・8号)

開港期を中心として明治・大正にかけての横浜の歴史とその関連資料の研究成果を企画展開催や紀要・資料集・書籍出版等で発表しました。また、市民との協働を積極的に進め、講演会の実施や会報の作成指導等を行いました。

(1) 企画展の実施

企画展名/開催期間	入館者数	目的・意図 及び 内容・成果
ハマの謎とき —地図でたどる横浜150年 H20. 1. 30(水)~H20. 4. 20(日) 20年度中会期18日	3,872人 1日あたり 215人	地図の中に街の成り立ちに関わる9つの謎の答えを探しながら、近代横浜の姿を紹介した。
開港150プレリュード ハリスと横浜 H20. 4. 23(水)~H20. 7. 27(日) 会期83日	21,420人 1日あたり 258人	初代駐日総領事ハリスを中心に、横浜開港を決定づけた条約締結の経過を紹介した。 ①企画展関連講演会の実施
開港150プレリュード 来航100周年記念 白船来航	17,329人 1日あたり 225人	100年前の大西洋艦隊横浜来航を通して、当時の横浜の街と人々の姿を紹介した。日本財団から助成金1200千円を得て開催した。

ー米国大西洋艦隊にわく 100 年前 の横浜・東京 H20. 7. 30(水)～H20. 10. 26(日) 会期 77 日		①フロアレクチャー 1 回実施 9/13(土) 主要展示品のレヴィーン・コレクション の所蔵者スティーヴィン・レヴィーン氏による展 示解説
開港 150 プレリユード 港町 百花繚乱 横浜から広がる「緑花」文化 H20. 10. 29(水)～H21. 1. 25(日) 会期 71 日	15,913 人 1 日あたり 224 人	19 世紀～20 世紀初頭の横浜市民が、どのように 花と緑に親しんだか、そして横浜港が大きな比重を 占めた植物園芸貿易と日欧間の文化交流について紹 介した。 ①企画展関連講演会の実施 ②展示図録の作成
開港 150 周年記念 横浜開港と宣教師 翻訳聖書の誕生 H21. 1. 28(水)～H21. 4. 19(日) 20 年度中会期 54 日	10,451 人 1 日あたり 193 人	修好通商条約締結後、横浜に来日した宣教師たちが 行った聖書翻訳の歴史を通じて、当時の人々に与え た文化的な影響を明らかにし、また当時の出版文化 や世相を紹介した。 ①フロアレクチャー 3 回実施 ②企画展関連講座＋コンサート「横浜のオルガンと 讃美歌」の実施 (H. 21. 4. 4)

(2) 歴史講座等の開催

講座名称/開催日	参加者数	事業内容
資料講読講座 「個人の記録から見る時代一日記を読む」 H21. 1. 17 (土) ～H21. 2. 7 (土) 毎土曜 4 回連続	48 人	館蔵資料 (今回は日記) を使って、資料の読み解き方を解説する 集中講座を実施した。 1/17 「伊勢商人と横浜―竹川竹斎日記を読む」 斎藤多喜夫氏 (元横浜開港資料館調査研究員) 1/24 「明治時代の教員と雑誌―布川悦五郎の日記から」 上田由美 1/31 「日記にみる大正後期の鶴見町」 松本洋幸 2/7 「豪商野澤屋の熱海旅行―「熱海之日記」」 平野正裕 受講料：2,000 円
市民団体との共催講 座 (調査研究員と市民 団体のメンバーが講 師となる講座、横浜郷 土史団体連絡協議会 の関連事業)	66 人	「古文書一九会」との共催講座「変動の時代といそご」 10/5 「当時の文書を読む」 油井宏子 (NHK 学園古文書講師) 10/24 「明治の磯子」 松本洋幸 10/31 「幕末維新の磯子と金沢」 西川武臣 受講料：1,000 円
たまくすプロジェク ト H21. 1. 20 (火)	35 人	横浜市環境創造局との協働で、近代横浜のシンボルのたまくすを 次世代へ継承するために、苗木の植樹と樹勢回復を行った。 今年度は土壌回復及び育て親と苗木植え替え作業を実施した。

<p>講演会 企画展「ハリスと横浜」記念講演会 H20. 6. 1 (日)</p>	<p>77人</p>	<p>企画展開催に合わせ、専門研究者がハリスと通商条約締結、横浜開港に関する最新の研究成果を講演した。 「ハリスと横浜開港」 西川武臣 「ハリスと江戸」 吉崎雅規氏(港区立港郷土資料館学芸員) 受講料：500円</p>
<p>関連講座 企画展「花と緑のヨコハマ」関連講座 H20. 11. 22 (土) ～H20. 12. 13 (土) 毎土曜 4回連続</p>	<p>61人</p>	<p>横浜における園芸文化の交流について理解を深める連続講座を開催した。 11/22 「シーボルトが観察した横浜の自然と人々の生活」 石山禎一氏(元東海大学講師) 11/29 「明治の都市緑花」 近藤三雄(東京農業大学教授) 12/6 「横浜居留地の花屋さん」 斎藤多喜夫(元横浜開港資料館調査研究員) 12/13 「近代横浜の花と緑のおはなしあれこれ」 平野正裕 受講料：2,000円</p>
<p>観光人材育成講座 「横浜博士になろう」</p>	<p>70人</p>	<p>講座と現地解説 横浜ボランティアガイド協会、横浜コンベンションビューローとの共催で、観光にかかわる人材を育成することを目的に実施。 全6回 2/21 「中華街の道」伊藤泉美 2/28 「祈りの道」石崎康子 全6回中2回を開港資料館職員が担当 受講料：3,000円。</p>



たまくすプロジェクト
苗木の植え替え

(3) 各種出版物の作成・編集

出版書籍名	作成部数	頒布価額	事業内容
「GHQ情報課長ドン・ブラウンとその時代—昭和の日本とアメリカ」	1,000部	4,200円	館蔵「ドン・ブラウンコレクション」の調査研究を委託した横浜国際関係史研究会と委託終了後も共同研究を進めてきたが、その研究成果を民間出版社と共同出版し、出版費用・編集作業の軽減、販路拡大をはかった。
「おもろ遠眼鏡 庶民の見た幕末・明治」	—	1,470円	神奈川新聞に調査研究員らが執筆した連載をまとめ、神奈川新聞社より発行。
展示図録『港町 百花繚乱』	1,000部	600円	企画展示「港町百花繚乱」展示図録 本展示と関係の深い横浜植木株式会社より、出版補助金100,000円を得て刊行した。

「港町百花繚乱」
展示図録



(4) 市民との協働事業の実施

横浜の郷土史に関心の深い市民団体相互の交流促進及び横浜開港資料館と各団体との協働事業を推進することを目的に、平成18年度末に設立した横浜郷土史団体連絡協議会との共催事業として、会報の作成や、講座等を行いました。(平成20年度末現在、加盟51団体)

項目	事業内容等
横浜市郷土史団体連絡協議会との共催事業	<p>①研修会 第9回：4/9(水)・16(水) 第10回：6/25(水) 第11回：10/1(水) 第12回：2/18(水) 全4回 参加者：のべ 186人</p> <p>②横浜郷土史連絡協議会 News の発行9号～12号</p> <p>③神奈川宿遊学セミナー 2008年度連続講座「神奈川の暮らしと文化」(全6回)などへの講師派遣</p> <p>④共催講座の開催「変動の時代といそご」</p> <p>⑤金沢区生涯学習“わ”の会の「古文書を読む会」と古文書解読テキスト「金沢の諸家文書」を編集・刊行、テキストは開港資料館で販売</p>



郷土史団体連絡協議会
研修会の様子

(5) 新聞社各社への記事連載

項 目	事 業 内 容 等
読売新聞・神奈川新聞への記事連載	読売新聞・神奈川新聞で平成19年度から連載している「横浜の開港と都市の発展」について20年度も連載を継続中である。読売の連載は、横浜都市発展記念館調査研究員など他施設と共同で行っている。 ①読売新聞神奈川県版 「横浜150年を見る」日曜日不定期連載 ②神奈川新聞特集版 「横濱開港新聞」12頁の企画もの、年3回発行

(6) 資料情報等の発信

項 目	事 業 内 容
インターネットによる情報公開	ホームページ上で資料情報の公開を行った。 新たに①「横浜歴史画像集（パノラマ）」30点/②「キッズページペリーが横浜にやってきた」約120点を掲載し、その資料内容を紹介した。とくに②は、エドゥケーターの協力の下に、小学生対象のわかりやすい内容紹介になるよう努めた。

(7) 実習・研修の受け入れ

項 目	事 業 内 容
博物館館務実習の受け入れ	博物館学芸員資格取得を目指す「博物館実習」受講生を受け入れ、指導を行った。 期間：8/26（火）～8/31（日）（6日間） 受入数：11人

(8) 広報紙の発行、一般広報等

項 目	事 業 内 容
館報「開港のひろば」発行	企画展示・収蔵資料・館活動の紹介 第100号～103号（年4回）合計55,000部

リーフレット類作成	横浜開港資料館案内パンフレット(小中学生用) 横浜開港資料館案内パンフレット(一般用) 横浜開港資料館催し物案内
その他広報	インターネットによる広報(後述) メールニュースによる催し物などの情報発信を開始 ①東急線150周年記念車両(みなとみらい線、東横線、田園都市線)での電車内ポスター掲示 ②市営地下鉄関内駅構内の広報案内看板利用 市営地下鉄電車内ポスター掲示、各駅構内掲示版利用 市営地下鉄駅PRボックスへのチラシ掲出 ③みなとみらい線日本大通り駅構内の広報案内看板利用 みなとみらい線駅構内のパンフレットラック、ポスター掲示 ④市内類似観光施設・主要ホテル・観光案内所等への広報印刷物の配布 ⑤市内小中高校へのポスターチラシ配布 区校長会への企画展事業案内 区連会掲示板へのチラシ掲出 ⑥一般新聞・タウン情報誌、旅行情報誌等への記事掲載 ⑦TV、ラジオ、FM放送、CATV等の放送メディア利用 ⑧企画展後援新聞紙(連載)・市広報誌等への記事掲載 ⑨2009 神奈川ゲストイネーションキャンペーンへの事前広報 ⑩フィルムコミッション等に協力し、撮影場所を提供 ⑪各種団体のスタンプラリー等参加による集客活動

5 情報事業(寄附行為第4条第4・5・6号)

インターネット等を利用して、文化財・歴史資料及び展示等に関する情報を提供するためにデータの入力等を行い文化財情報の発信に関わる機器類の保守管理を行いました。

項目	事業内容
インターネットによる情報公開	ホームページの内容、体裁を一新し、展示・催し物・刊行物の広報や、収蔵資料の紹介を行った。 アクセス件数 合計125,339件(前年度94,129件)

6 管理運営事業(寄附行為第4条第5号)

横浜開港資料館の維持管理及び運営を行いました。

管理対象施設	事業内容・所在地など
横浜開港資料館	施設の維持管理 主な修繕：旧館記念室・旧館ホール・喫茶室屋根・貴重書庫壁面 ガラス・旧館1階廊下壁面等、案内スタンドサイン 所在地：中区日本大通3

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
資料収集保管事業	600点の古文書・古記録を市内の旧家から寄贈・寄託の形で収集しました。また、原物資料での収集が困難な場合は、マイクロフィルムでの撮影をおこない、4,000コマ以上の古記録を撮影しました。こうした活動を通じて所蔵者との信頼関係が高まっています。また、開港150周年を迎えることもあり、複製フィルムの貸出も順調です。	A
調査研究事業	7名の調査研究員がおこなう調査研究事業のほか、外部研究者に委託しての調査研究活動も予定通りの成果をあげました。これらの成果は調査研究員が展示・講座・紀要などで公表するほか、新聞連載でも市民に公開しました。委託研究会のひとつである横浜国際関係史研究会と当館との共同編集で日本経済評論社から論文集を刊行しました。	A
常設展事業	毎日新聞と共同で「震災直後ノ写真目録」の調査をおこない、震災記念日9月1日前後に、新収蔵・新発見資料コーナーに同資料を展示するなど、計6回のコーナー展示を実施し、このコーナーの充実が図られました。また、常設展の一部修復をおこないました。	A
企画普及事業	企画展示は予定通り4回実施しましたが、1回目・3回目の展示では関連講座を開催しました。展示入館者は、事業計画案で見込んだ数字の110%、対前年度比15%を達成しました。また、事業収入も1643万円の見込みに対して42%増の2347万円となりました。主な収入としては、入館料854万円、複製資料貸出649万円、出版物売上げ456万円、コピー料金175万円があります。また、横浜市郷土史団体連絡協議会との協働事業も順調に発展し、21年度に協議会と当館の共催で開催予定の開港150周年記念事業であるシンポ・講演会・パネル展示の準備も進んでいます。	A

情報事業	メールニュースによる情報発信も順調です。 また、HPにキッズコーナーを新設し、小中学生の来館促進をはかるなど、内容・体裁を一新したことで、アクセス数が対前年度比30%以上と格段に増加しました。	A
管理運営事業	日常の維持管理業務のほか、貴重書庫の壁面のガラス窓の修復をおこないました。	A

V 都市発展記念館事業

開館5周年を迎えた今年度は、より市民に親しまれる施設となるように、さまざまな記念企画を実施しました。

企画普及事業では、ユーラシア文化館と共催で企画展「みんなでエキスポ」を開催し、一般から広く「思い出の宝物」を募集して、出品者の思いを綴った文章とともに展示しました。国内外から160件を超える応募があり、「なつかしい昭和の横浜」「国際都市横浜で異文化を知る」という両館のコンセプトに相応しい品々が集まりました。

また、展示にあわせて両館の広報誌の合併号を製作し、開館から5年間の歩みをたどる内容としました。このほか、近隣の事業者と共同で、中庭を舞台としたアートイベント「日本大通りURANIWA-Labo」を開催し、中庭の有効利用を図るとともに、旧第一玄関でのパネル展示「旧横浜市外電話局の80年」や、日本大通り駅コンコースでの鉄道写真展など、施設の内外で関連事業を実施しました。

秋には、鉄道駅と都市形成との関わりをテーマに、企画展「横浜ステーション物語」を開催しました。市民に親しみのある横浜駅を取り上げたことで、多数の来場者があり、ミュージアムショップでの鉄道書籍フェアも好評でした。

常設展示事業では、開館5周年記念として、新収蔵資料を用いて「都市形成」ゾーンを大幅に更新し、掘り出し物コーナーも、企画展のテーマにあわせて更新を行いました。

インターネットを用いた広報事業では、昨年度から開始したメールニュースの内容を大幅に拡充したほか、ブログを開設して、展示の見どころや日常業務などについて、各担当者がタイムリーに情報発信をするようにしました。

各事業報告

1 資料収集保管事業（寄附行為第4条第1号）

横浜の都市形成の歴史に関する資料を、購入・複製・マイクロ撮影等により収集し、分類・整理するとともに、良好な状態で保管するため、定期的な環境調査を行いました。

(1) 資料収集・管理

項目	点数	事業内容
資料の寄贈・寄託	寄贈 233点	主な収集資料：「横浜在住記念」絵葉書アルバム
資料の購入	69点	主な収集資料：「復興の横浜」（写真帖）
資料の採集	115点	主な収集資料：旧露亜銀行横浜支店関連遺物
資料の複製収集	0点	主な複製資料：
複製資料の提供・資料の貸出		複製資料提供 31件55点 (うち有料18件22点) 実物資料貸出 4件35点

(2) 資料収集実績

区 分	購入	複製	寄贈	寄託	合計	累計
遺物	0 (-)	0 (-)	5 (250)	0 (-)	5 (250)	1,185 (1,180)
図書	53 (29)	0 (-)	1 (1)	0 (-)	54 (30)	1,767 (1,713)
新聞雑誌	0 (7)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (7)	1,789 (1,789)
文書	0 (6)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (6)	2,562 (2,562)
紙票類	1 (7)	0 (-)	52 (10)	0 (-)	53 (17)	1,530 (1,477)
写真	0 (-)	0 (-)	146 (57)	0 (-)	146 (57)	5,549 (5,403)
絵葉書	3 (20)	0 (-)	24 (40)	0 (-)	27 (60)	1,974 (1,947)
地図	5 (32)	0 (-)	5 (1)	0 (-)	10 (33)	581 (571)
図面	7 (9)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	7 (9)	932 (925)
絵画	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
映像	0 (-)	0 (-)	0 (1)	0 (-)	0 (1)	24 (24)
録音資料	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	167 (167)
電子資料	0 (10)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (10)	11 (11)
合 計	69 (120)	0 (-)	233 (360)	0 (-)	302 (480)	18,071 (17,769)

※ () 内は、前年度点数。

(3) 資料の保管

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
保存燻蒸処理	震災復興期の建築青焼図面224点の保存修復処置 ガスランプ・コレクションの燻蒸
環境調査	虫菌による被害を未然に防ぎ、大気・塵埃・光線等の影響を最小限に抑えるため、年6回の環境調査を実施した。

(4) 資料保管施設

保管施設	保 管 資 料
横浜都市発展記念館・横浜ユー ラシア文化館収蔵庫 (200㎡)	図書、文書、紙票類、地図、図面、出土遺物などを収蔵
外部倉庫 (子安台)	大型家具 (昭和初期の置時計・大テーブル他)などを収蔵
外部倉庫 (大黒ふ頭)	麻真田関係資料、映像フィルム、未整理資料などを収蔵

(5) 画像資料の公開

横浜市域を写した明治後期から昭和期の絵葉書のデジタル画像を、ホームページ上で公開。今年度は100点の画像を公開。次年度以降、公開点数を拡大し、これまでにデジタル化の終了した600点を公開予定。

2 調査研究事業（寄附行為第4条第1号）

「都市形成」「市民のくらし」「ヨコハマ文化」の三つのテーマに即して、資料調査および整理・研究を行いました。

（1）基礎的調査研究

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
近代遺跡調査（3／3年次）	本年度は、ジェラール瓦研究の重要な参考資料となる模倣ジェラール瓦の木製押型を所蔵する、埼玉県深谷市の瓦製造業者宅の調査を行った。調査結果については、『横浜都市発展記念館紀要』5号に掲載した。
横浜建築博覧データベース化にかかる調査研究（2／3年次）	各時代の歴史情報を集積する「デジタルマップ」作成の基礎作業として、本年度は明治・大正期の関内地区の建築を対象として、写真の収集・複製化を行った。
生活用具から見た昭和の生活史に関する調査研究（3／5年次）	企画展「みんなでエキスポ」に出品された資料の記録化を行ったほか、年度途中からテーマを「昭和戦前期の横浜のモダニズム」に絞り、関連する研究文献・史料の収集と分析を行った。成果については、『横浜都市発展記念館紀要』5号に掲載した。
昭和期の写真・映像に関する調査（1／3年次）	21年度以降活用するため、所蔵資料の整理、デジタル画像への変換、および分析を行う。本年度は、映像資料（おもに神奈川ニュース）の整理、編集作業を行った。デジタル化の終了した「神奈川ニュース」は次年度から公開を開始する。
大倉精神文化研究所の建設に関する共同研究（3／3年次）	大倉精神文化研究所との共同研究により、新発見資料の整理と分析を進めた。成果は次年度の企画展「横浜建築家列伝」および関連事業のなかで公開する。

（2）資料の調査整理

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
資料の整理	調査研究で収集した資料・データなどの整理を行った。
調査報告書の作成・刊行	調査研究の成果を『横浜都市発展記念館紀要』5号に掲載した。

3 常設展事業（寄附行為第4条第2号）

常設展示室の維持管理を行うとともに、新たに収集した資料や出土遺物などを「掘り出し物コーナー」で紹介し、集客と来館者サービスに努めました。

（1）常設展示に関する実施事業

項 目	事 業 内 容
更新	① 「都市形成ゾーン」の拡充 6月 開館5周年記念「新収蔵資料展示」 ②掘り出し物コーナーの更新 6月 「横浜生まれのフランス瓦」 11月 「横浜市電・昭和ノスタルジア」

(2) 常設展示観覧者の推移

	有料入館者 (人)			無料入館者 (人)	合計 (人)	前年比	開館日数	1日平均入館者(人)
	大人	小中	計					
20年度	9,317	1,606	10,923	6,208	17,131	77.5%	303日	57
19年度	14,834	1,533	16,367	5,740	22,107	117.3%	304日	73
18年度	10,466	1,225	11,691	7,148	18,839	114.4%	304日	62

4 企画普及事業（寄附行為第4条第2・4・5・6・8号）

常設展示を補うテーマや新たな調査研究の成果に基づく企画展示を開催しました。同時に、市民が横浜の歴史をより身近で興味深く感じてもらえるように、展示関連講座を開催し、生涯学習活動を支援しました。

地域・学校や市民ボランティアと連携した事業や施設の有効利用と認知度・顧客満足度を高めるための事業を実施しました。

(1) 企画展の実施

企画展名/開催期間	観覧料	入館者数	目的・意図 及び 内容・成果
企画展 「みんなでエキスポー小さな万国博覧会ー」 H20.6.5(土)～ H20.8.31(日) 会期76日	大人 400円 小中 250円	3,423人 1日あたり 45人	開館5周年を記念し、ユーラシア文化館と都市発展記念館の存在を広くアピールすることを目的に、市民や企業から「思い出の宝物」を募集し、展示した。 ①「宝物」募集への応募総数 167件（最終出品161件） ②パネル展示「旧横浜市外電話局の80年」「5年間の歩み」会期中実施 ③ 鉄道写真展「横浜発ー日本を走る／日本発ー大陸に行く」会期中実施 ④ 「ハマ発 Newsletter」「News from EurAsia」合併特別号の発行 発行部数：5000部、定価：300円 ⑤ 日本大通り URANIWA-Labo 6/2(土)、8/22(土)～23(日) 参加者：計220人 ⑥ 夏休み子どもウォーク「家族でめぐる夏の山手歩いて学んで美味しい！」 7/20(日)、27(日)、8/3(日) 参加者：計20人
企画展 「横浜ステーション物語～そこは昔、海だった・・・」	一般 500円 小中 250円	7,053人 1日あたり 63人	明治・大正から昭和まで、横浜の鉄道と駅、まちとの関わりの歴史を、写真や地図などの資料を中心に紹介した。 ① 展示図録の発行

<p>。」 H20. 9. 13 (土) ～H21. 1. 12 (日) 会期100日</p>			<p>発行部数：1300部 定価：1700円</p> <p>② 展示解説および長編記録映像の特別上映会 10/12(日)、11/23(日)、12/7(日) 参加者：計132人</p> <p>③ 開通5周年コンコース写真展「みなとみらい線各 駅停車」、10月11日～2月22日、日本大通り 駅コンコースにて</p> <p>④ ペーパークラフト・コーナー「切って！貼って！ 電車を作ろう」の設置</p> <p>⑤ 鉄道書籍フェアの実施</p> <p>⑥ 横浜線開通100周年記念講演「横浜線と沿線の あゆみ」 10/4(土) 緑図書館</p>
<p>企画展基礎調査</p>			<p>次年度開催予定企画展「横浜建築家列伝」(仮称)の 基礎調査を行った。</p>



企画展「みんなでエキスポ」



「日本大通りURANIWA-Labo」



夏休み子どもウォーク



企画展「横浜ステーション物語」

(2) 企画展示室観覧者の推移

	有料入館者 (人)	無料入館者 (人)	合計 (人)	前年比	開館日数	1日平均 入館者 (人)
20年度	6,533	3,943	10,476	106.8%	176	60
19年度	7,055	2,750	9,805	76.1%	100	98
18年度	7,579	5,312	12,891	339.1%	151	85

※都市発展記念館とユーラシア文化館は企画展示室を共用しており、都市発展記念館は、18年度、20年度は2回、19年度は、1回の企画展示を開催しました。

(3) 普及事業の実施

名称/開催日	参加者数	事業内容
観光人材育成講座 「横浜博士になろう」	70人	観光ガイドを目指す市民のための現地ガイド付き講座 横浜ボランティアガイド協会、横浜コンベンションビューロー、 横浜開港資料館との共催 2/15(日) 「外国人も歩いた東海道」 吉崎 雅規
放送大学面接授業 「横浜開港150周年・ 交通と交流」	30人	放送大学・ユーラシア文化館との共催講座 放送大学神奈川での面接授業および都市発展記念館・ユーラシア 文化館の展示見学 12/13(土)・14(日)

(4) 新聞への記事連載

新聞社名/掲載日	事業内容等
読売新聞への記事連載	読売新聞の連載企画「開港150年をみる」に、開港資料館と共同 で記事を連載。 〔掲載記事〕横浜公園、山下公園、横浜駅など

(5) 出版・広報

項目	事業内容
印刷物作成	横浜都市発展記念館企画展示ポスター・チラシ 横浜都市発展記念館催し物案内(リーフレット) 館報『ハマ発Newsletter』第11号(10,000部)
優待カードの発行	名称:「EAハマ発カード」、年会費:1500円 リピーター誘致のため、オリジナルグッズ割引特典付きの年間パ スの販売を開始した。
その他広報	日本大通り駅改札外掲示板へのポスター掲出 市営地下鉄関内駅改札外掲示板へのポスター掲出 JR東海道線車内広告の掲出(企画展関連、11月) インターネットでの施設案内 テレビ、ラジオ等放送媒体による施設案内TVK「Hi!横浜情報 局」、FMサルースなど) 新聞・雑誌への施設案内掲載(神奈川・朝日・読売・日経)

	<p>タウン情報誌、旅行情報誌、広報誌等への施設案内掲載（「PLNET かながわ」「ヨコハマ文化情報」「ぱど」等）</p> <p>市内観光案内所、ホテルへのチラシ訪問配布</p> <p>県外都市旅行代理店への施設説明</p> <p>スタンプラリー等による集客</p> <p>フィルムコミッションへの協力による撮影場所としてのPR</p> <p>チャレンジラリー・シートの作成・配布</p>
--	--

5 情報事業（寄附行為第4条第4・5・6号）

インターネット等を利用して、歴史資料及び展示等に関する情報を提供するために、データの入力等を行い、文化財情報の発信に関わる機器類の保守管理を行いました。

項 目	事 業 内 容
ホームページ運営	<p>既成ページの管理</p> <p>新着情報の発信</p> <p>企画展示案内の更新</p> <p>館報『ハマ発Newsletter』の全文掲載。</p>
メールニュース配信	<p>希望者に対してメールニュースの配信を実施した。今年度は情報量をほぼ倍に拡充し、読者から横浜の思い出話を募集して発表するなど、双方向のメディアとしての活用を開始した。</p>
「ハマ発ブログ」の開設	<p>催し物案内や、企画展の見どころ、日常業務などを、各担当者が写真付きでタイムリーに発信するブログをスタートさせた。</p>
インターネットによる情報公開	<p>財団開設のホームページ上で、財団各施設案内をはじめ、展示・催し物・刊行物等の紹介を行った。</p> <p>都市発展記念館 35,025件（前年度31,841件）</p>

6 管理運営事業（寄附行為第4条第7号）

横浜都市発展記念館の維持管理及び運営を行いました。

管理対象施設	事業内容・所在地など
横浜都市発展記念館	<p>施設の維持管理</p> <p>主な修繕：収蔵庫空調ダクトへのフィルター増設工事を実施</p> <p>所在地：中区日本大通 12</p>

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
資料収集保管事業	「都市形成」「市民の暮らし」「ヨコハマ文化」の三つのテーマに即した資料収集を行い、良好な資料保管状況を維持するために、定期的に環境調査を実施しました。また資料の利用促進のため、画像資料のHP上での公開を開始しました。	A
調査研究事業	「都市形成」「市民の暮らし」「ヨコハマ文化」の三つのテーマに即した資料調査・研究を実施し、その成果を紀要で公表しました。	A
常設展事業	開館5周年記念の新収蔵資料展示や、掘り出し物コーナーでのパネル展など、定期的に展示内容の更新に努め常設展への集客を図りました。入館者数は、前年度比約80%でしたが、当初目標比では90.2%を確保できました。	A
企画普及事業	開館5周年の記念事業として、市民参加型の企画展を開催し、中庭や旧第一玄関など施設内外を活用した関連イベントを実施しました。親子で山手をめぐるイベントも好評でした。また市民に親しみのある鉄道駅をテーマとした企画展を実施し、当初目標を上回る（141%）多数の来館者を得ました。 そのほかりピーター誘致のための年間パスの販売を開始しました。	A
情報事業	メールニュースの大幅な内容拡充を行ったほか、ブログを新規に開設し、積極的な情報発信に努めました。	A

VI ユーラシア文化館事業

横浜ユーラシア文化館は、ユーラシア諸地域の人々や文化の交流に関する調査研究を行い、その成果を展示、出版、講演会、イベントなどを通して公開する施設です。平成20年度は、都市発展記念館と共に開館5周年を祝う年として、市民参加型の企画展示「みんなでエキスポ 小さな万国博覧会」を両館共同で開催しました。また、初めての試みとして、西アジアという広範囲を対象とした企画展示「西アジアに迫る～江上波夫のまなざし」を開催し、初公開を含む館蔵資料の魅力をアピールしました。さらに、開港150周年にあたる21年度の企画展示「東西交流の証」(仮称)の準備を進めました。

継続して行った事業として、インターネット蔵書検索 OPAC の冊数を増やすとともに、世界的に貴重なメソポタミア楔形文字粘土板文書のデータベースについては、国内外で初めて最新のデジタル画像と文字情報を重ねて見せるデジタル公開法「ガラスビュー」を導入し、ホームページ上で子どもから大人まで広く親しんでいただけるコンテンツを完成しました。

各事業報告

1 資料収集保管事業（寄附行為第4条第1号）

ユーラシアの考古・美術・民族・歴史資料および文献等を分類・整理するとともに、良好な状態で保管するため、収蔵庫や展示室を常に適切な状態に保つよう環境検査を行いました。

(1) 資料収集・保存

項目	点数	事業内容
資料の寄贈・寄託	寄贈184点 寄託53点	主な収集資料：イスラームのミニアチュール、フィリピンの民族資料、書籍ほか
資料の購入	23点	主な収集資料：スタイン「北西インド・南東イラン調査報告」ほか
資料のマイクロ化	0点	主な複製資料：なし
資料の複製公開	0点	
資料貸出	0点	
写真資料の貸出	2点	学校教材として、また、報道機関へ、写真（画像データ）の貸出しを行った。

(2) 文献資料の整理

項目	目的・意図 及び 内容・成果
バジル・グレイ旧蔵書	書誌データの内容を確認した。 入力件数 619件
洋図書・洋図録・和図書	書誌データの入力を行い、OPAC 公開した。 入力件数 270件

(3) 資料収集実績

区 分	購入	複製	寄贈	寄託	合計	累計
考古・美術・民族・歴史資料	— (—)	— (—)	67 (3)	53 (—)	120 (3)	2,648 (2,528)
図書	16 (5)	— (—)	80 (332)	— (—)	96 (337)	19,466 (19,370)
雑誌	3 (11)	— (—)	36 (116)	— (—)	39 (127)	7,516 (7,477)
電子資料	4 (—)	— (—)	1 (—)	— (—)	5 (—)	14 (9)
合 計	23 (16)	— (—)	184 (451)	53 (—)	260 (467)	29,644 (29,384)

※ () 内は、前年度点数。

(4) 資料の保管

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
保存燻蒸処理	燻蒸の急を要する資料がなかったため実施せず。
環境検査	虫菌による被害を未然に防ぎ、大気・塵埃・光線等の影響を最小限に抑えるため、年6回の環境検査を実施した。

(5) 資料保管施設

保管施設	保 管 資 料
横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館収蔵庫 (200 m ²)	考古・美術・民族・歴史・文献資料を収蔵
外部倉庫 (大黒ふ頭)	図書 (江上文庫の重複本など)、販売用出版物などを収蔵

2 調査研究事業 (寄附行為第4条第1号)

収集資料の整理や、企画展や講演会の基礎的資料収集のための調査研究・資料整理を行いました。

(1) 基礎的調査研究

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
市内にあるユーラシア関連資料の調査 (2/2年次)	市民が保管するユーラシア各地の資料調査を行った。成果の一部を企画展「みんなでエキスポ」で公開。調査・公開の過程で資料の寄贈を受けた。
企画展示「東西交流の証」関連資料の研究 (1/1年次)	企画展開催のため、イスラーム関係の収蔵資料、文献資料および関連資料の調査研究を行った。成果は次年度企画展示に生かす。
「ユーラシアの造形」関連資料の研究 (3/5年次)	館内外のガラス資料の調査研究を行い、研究成果を企画展示「西アジアに迫る」と図録 (シリーズ『ユーラシアの造形』1) で公開した。
メソポタミア楔形粘土板文書の研究 (6/8年次)	文書のデジタル化完成。次年度のホームページ公開に向けて関連資料や文献の調査研究を継続し、画像と付帯情報を重ねて見せる「ガラスビュー」のコンテンツを完成させた。

3 常設展事業（寄附行為第4条第2号）

常設展示室において、収蔵資料の特別公開、企画展と連動した展示替え、学芸員による解説、各種クイズの実施、および市の広報施策であるテーマ月間に参加することで、積極的な集客を図りました。

（1）常設展示室での実施事業

項目	事業内容
展示更新	企画展に連動した展示替えを行った。 前年度～5/18（日） 「エジプトの小さなガラスの円盤」展関連展示 6/2（土）～8/31（日）新収蔵資料「古代エジプト木棺」を展示 1/24（土）～4/12（日）「西アジアに迫る」展関連展示
ミニイベント	4月 ミュージアムで遊ぼう Part4～Part6の開催（1月まで） 6月 フランス月間への参加 解説シートの配布 6月 探検シート（中近東文化センター附属博物館ほかとの連携）の配布（12月まで） 7月 神奈川県立博物館主催「ミュージアム・クイズラリーよこはま」に協力、企画・実施（～8月） 10月 アジアンウェブ月間への参加、ギャラリートーク実施

（2）常設展示観覧者の推移

	有料入館者（人）			無料入館者（人）	合計（人）	前年比	開館日数	1日平均入館者（人）
	大人	小中	計					
20年度	9,157	1,237	10,394	5,935	16,329	75.5%	303日	54
19年度	14,407	1,371	15,778	5,758	21,635	116.1%	304日	71
18年度	10,368	1,219	11,587	7,044	18,631	126.2%	306日	61



新収蔵資料ギャラリートーク



探検シートに挑戦する参加者

4 企画普及事業（寄附行為第4条第2・4・5・6・8号）

常設展示を補うテーマや新たな調査研究の成果に基づく企画展示を開催し、収蔵資料の初公開も行いました。「西アジアに迫る」展では、展示品の**こぶ牛**をもとに**マスコットキャラクター**を作り、**ニックネーム**を募集したほか、展示に関連したクイズやギャラリートーク、コンサートを実施することで市民が国内外の歴史や文化をより身近で興味深く感じてもらえるように工夫しました。ニーズの把握・顧客満足度を高めるためのアンケート調査も継続しました。

(1) 企画展の実施

企画展名/開催期間	観覧料	入館者数	目的・意図 及び 内容・成果
企画展 「エジプトの小さな ガラスの円盤」 H20. 1. 26(土)～ 5. 18(日) 20年度会期 42日	一般 500円 小中 250円	20年度 1,952人 1日あたり 46人	日本初公開のガラス資料などを通して、珍しい中世 イスラーム時代のエジプト都市生活を紹介した。 ①講演会「中世エジプトの都市とくらし」 イスラーム考古学研究所との連携により、中世イ スラーム時代の都市生活をテーマに講演会を実施 した。 4/26(土) 参加料：1,000円 参加者：119人
企画展 「みんなでエキスポ ー小さな万国博覧会 ー」 H20. 6. 5(土)～ H20. 8. 31(日) 会期76日	大人 400円 小中 250円	3,423人 1日あたり 45人	開館5周年を記念し、ユーラシア文化館と都市発展 記念館の存在を広くアピールすることを目的に、 市 民や企業から「思い出の宝物」を募集し、展示した。 ①「宝物」募集への応募総数 167件(最終出品161件) ②パネル展示「旧横浜市外電話局の80年」「5年間 の歩み」会期中実施 ③ 鉄道写真展「横浜発ー日本を走る/日本発ー大陸 を行く」会期中実施 ④ 日本大通り URANIWA-Labo 6/2(土)、8/22(土)～23 参加者：220人 ⑤両館広報誌『News from EurAsia』と『ハマ発 Newsletter』拡大合併号(展示資料掲載)の作成 5000部作成 定価300円 ⑥夏休み子どもウォーク「家族でめぐる夏の山手 歩いて学んで美味しい!」 7/20(日)、27(日)、8/3(日) 参加者：20人
企画展 「開館6周年 西アジ アに迫る ～江上波 夫のまなざし～」 H21. 1. 24(土) ～H21. 4. 12(日) 20年度会期 57日	一般 500円 小中 250円	1,881人 1日あたり 33人	館蔵資料を広く公開して館に親んでもらうととも に、西アジアの文化への理解を深めるため、収蔵資 料と遺跡などの写真や映像を展示公開した。 展示に 関連して市民が参加できるイベントを開催した。 ① ギャラリートーク 会期中の土・日曜日、予約日 に実施。 参加者：209人 ② 図録『西アジアに迫る』(シリーズ『ユーラシア の造形』1)の作成 定価：700円 ③ 新キャラクター イランのこぶ牛に名前をつけ

			<p>よう！ 応募総数 281通</p> <p>④ ワークショップ「くさび形文字を体験！」の開催 3、4月の土曜日に実施 参加者：73人</p> <p>⑤ コンサート&トーク「ペルシアの伝統音楽」の開催 ペルシアの民族音楽のコンサートと館蔵資料に描かれた楽器を紹介・解説した。</p> <p>3/29（日） 参加料：1,500円 参加者：85人</p>
企画展基礎調査			来年度開催予定企画展の基礎調査を行った。



夏休み子どもウォーク



ワークショップ

(2) 企画展示室観覧者の推移

	有料入館者 (人)	無料入館者 (人)	合計 (人)	前年比	開館日数	1日平均入館者 (人)
20年度	3,944	3,312	7,256	74.0%	175	41.5
19年度	7,136	2,668	9,804	309.6%	167	58.7
18年度	1,722	1,445	3,167	30.3%	88	36

※ユーラシア文化館と都市発展記念館は企画展示室を共用しており、ユーラシア文化館は、19年度、20年度は2回、18年度は、1回の企画展示を開催しました。



みんなでエキスポ展示風景



こぶ牛「こぶちゃん」命名式

(3) 普及啓発

項 目	参加者数	事 業 内 容
常設展関連ギャラリートーク	5～20 人	常設展に対する興味と理解を深めることを目的として展示室内で作品解説を行った。予約日に実施。無料。
企画展・常設展関連アート&グルメ		横浜中華街の店舗とのタイアップ企画。展示と食文化を連携させた広報で相乗効果を図った。

(4) 広報出版・情報発信

項 目	事 業 内 容
出版物発行	広報誌「News From EurAsia」10号 発行 (10,000部)
リーフレット類作成	横浜ユーラシア文化館展示チラシ作成・配布 横浜ユーラシア文化館催し物案内作成・配布 ミュージアムで遊ぼう！Part 4～6 チラシ作成・配布
優待カードの発行	名称:「E Aハマ発カード」、価格:1500円 リピーター誘致のため、オリジナルグッズ割引特典付きの年間パスを販売した。
その他の広報	中区との連携 (英文広報誌に企画展情報を掲載) 日本大通駅改札外掲示板へのポスター掲出 日本大通駅コンコースで企画展関連写真展を開催 市営地下鉄関内駅改札外掲示板へのポスター掲出 インターネットでの施設案内 当館ホームページ・携帯サイト・メールニュースでの情報配信 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等マスメディアによる企画展広報 フィルムコミッションに協力し、当館を撮影場所としてPR タウン情報誌、旅情報誌への施設案内掲載 市内観光案内所、ホテルへのチラシ訪問配布 旅行代理店とのタイアップ広報 クイズラリー等による集客 チャレンジラリー シート作成配布 館入口設置ボード等によるショップ商品宣伝 アンケート回答者、イベント参加者へのDMによる集客 フランス月間、アジアンウェーブに参加し、広報でも連携
学校連携事業	小学校への出前授業の実施 (7/14) 社会科研究会研修会での講演 (8/25) 教育委員会指導主事と中学校への広報協議

(5) 実習生の受け入れ

項 目	事 業 内 容
博物館館務実習の受け入れ	博物館学芸員資格取得を目指す「博物館実習」受講生を受け入れ、指導を行った。 期間：6月～8月にかけて4回実施 受入数：12人（各回3名）

5 情報事業（寄附行為第4条第4・5・6号）

インターネット等を利用して、調査研究・展示・出版・講演会・ミュージアムショップなどに関する情報を提供するために、データの更新等を行い、情報の発信に関わる機器類の保守管理を行いました。

項 目	事 業 内 容
簡易検索端末・文献検索端末	資料：常設展示室に設置された端末で主な展示資料の検索が可能。 文献：館蔵文献の OPAC を公開することで、館外からのインターネット検索を可能にした。
メールニュースの配信	希望者に対するメールニュースの配信を行った。
インターネットによる情報公開	財団開設のホームページ上で、財団各施設案内をはじめ、展示・催し物・刊行物の広報や、収蔵資料・図書文献資料等の紹介を行った。 アクセス件数 合計 45,174 件（前年度 33,874 件）

6 管理運営事業（寄附行為第4条第7号）

横浜ユーラシア文化館の維持管理及び運営を行いました。

管理対象施設	事業内容・所在地など
横浜ユーラシア文化館	施設の維持管理 主な修繕：収蔵庫空調ダクトへのフィルター増設工事を実施 所在地：中区日本大通12

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
資料収集保管事業	資料および文献を収集・整理・分類・公開するとともに、良好な状態で保管するため、環境調査を定期的実施し、改善しました。	A
調査研究事業	国内外の関連機関と連携して調査研究を行い、最新の成果を展示・広報誌・HP・ギャラリートークなど、様々な手段で公開しました。特に楔形粘土板文書については、成果公表手段として「ガラスビュー」という新しい手法を提供する準備ができました。	A
常設展事業	企画展に連動した展示替え、新収蔵資料の特別公開、市テーマ月間参加、土日・予約日のギャラリートーク、他館と連携した各種クイズ等を実施し、常設展への集客に努めました。入館者数は、前年度比約76%でしたが、当初計画比では90.7%を確保できました。	A
企画普及事業	国内外の関連機関と連携して行った最新の研究成果を、企画展示でわかりやすく公開しました。企画展に関連した新たな事業として、市民参加型の展示やイベントを実施し、「西アジアに迫る」展では、マスコットキャラクターのニックネームを募集するなど、市民が館の活動をより身近に楽しめるように工夫しました。来館者は目標の90%を確保できました。そのほかリピーター誘致のための年間パスの販売を開始しました。 アンケート調査・分析によるお客様ニーズの把握とそれに基づく改善は、引き続き行いました。	A
情報事業	HPを頻繁に更新しました。個々の希望者に対してはメールニュースを配信しました。 アクセス数は、前年度を30%以上上回りました。	A
管理運営事業	収蔵庫空調ダクトへのフィルター増設工事を実施し、適正な空調環境の維持に努めました。そのほかは大きな修繕もなく、適切に施設設備の維持管理を行いました。	A

Ⅶ 三殿台考古館事業

国指定史跡である三殿台遺跡への理解を一層深めるとともに、施設の特徴を發揮し、地域や市民により親しまれる施設を目指し、各種事業に取り組みました。

常設展示では、職員による学校団体などへの展示室の解説を行うと共に、管理棟事務所2階で公開した北側貝塚の剥ぎ取り資料の解説も実施しました。また、常設展示室リニューアルに向けての準備作業の一環として、保管する出土遺物の整理・分類を行いました。

企画普及事業では、ミニ企画展などを財団他施設と共同で実施しました。また、火起こし体験や勾玉作り、土器作り、キャンプ in 三殿台を継続実施すると共に、土偶づくり教室や勾玉・拓本教室などの新たな体験メニューを提供しました。学校や地域住民が行う行事への職員派遣も積極的に行い連携を図りました。市民協働では新規事業として、市民ボランティアスタッフを養成し、收藏された遺物の再整理に当たりました。また、21度実施の常設展示・遺跡ボランティアガイドの解説実習を実施しました。

管理運営面では、事務棟・展示棟・竪穴住居保護棟・復元住居・擬木遺構の維持管理を適切に実施しました。

これらの事業を通して施設の有効利用と認知度・顧客満足度が高まり入場者数も大幅に増加しました。今後も職員が知恵を絞り、近隣学校などとの連携や市民協働による普及活動を継続していきます。

各事業報告

1 常設展事業（寄附行為第4条第1号）

常設展示室の維持管理を行うとともに、北側貝塚の剥ぎ取り資料の展示を行いました。また資料の適切な保管を実施しました。

（1）遺跡案内・展示解説の実施

項 目	事 業 内 容
遺跡案内・展示解説の実施	団体および一般来館者見学時に、遺跡・遺物展示棟・貝塚剥ぎ取りについて遺跡案内と展示解説を行った。 学校団体 1, 921人 一般・団体：1, 649人

（2）資料保管施設

項 目	事 業 内 容
三殿台考古館收藏庫 (86.2 m ²)	三殿台遺跡及び市内主要遺跡出土の考古資料の保管 遺物を遺跡ごとに整理・分類し、收藏庫及び3個の倉庫に収納した。

2 企画普及事業（寄附行為第4条第2・4・5・6・8号）

市民や来訪者に遺跡への理解を深めてもらえるように、展示解説や体験学習を開催し生涯学習活動を支援しました。また、施設の有効利用と認知度・顧客満足度を高めるための事業を実施しました。

（1）普及啓発

項 目	参加人数	事 業 内 容
体験教室の開催	280人	随時受け付けている火起こし・勾玉作り体験を開催した。 ・火起こし 248人 ・勾玉作り 36人
夏休み体験教室 火起こし H20.7.5（土） ～H20.8.23（土） 開催 全6回	64人	小学生の親子を中心に、火起こしの起源や方法などを解説しながら、楽しみながら歴史にふれられる教室を開催した（64人）。参加料：100円
夏休み体験教室 勾玉作り H20.7.6（日） ～H20.8.31（日） 開催 全6回	145人	小学生の親子を中心に、勾玉作りをとおして、楽しみながら歴史にふれられる教室を開催した（145人）。 参加料：300円
キャンプ in 三殿台 H20.7.26（土）・27（日）	28人	小学生とその親を対象に遺跡の住居跡で、火起こしや遺跡解説、原始・古代のお話しなど、宿泊する体験教室を行った。 参加者：8家族28人 参加料：2,000円
土器作り教室	21人	土器作り教室を秋・冬の2回開催した。 秋：9／28・10／5・10／12・11／15 冬：1／18・1／25・2／1・3／7
「私たちの作った土器」展を開催 H20.11.22（土） ～H20.12.7（日） H21.3.14（土） ～H21.3.29（日）	1,340人	土器作り教室の様子をパネルと作品で紹介する展示会、「私たちの作った土器」展を秋と冬の2回開催した。
「大丸遺跡と南区の遺跡」展を開催	93人	六ツ川台コミュニティハウスで行われた「大丸遺跡と南区の遺跡」展を埋蔵文化財センターと共に開催した
土偶作り教室 H20.7.20（日）・21（月）	23人	小学生（親子可）を対象に土偶作りを行った。 8月30日（土）に野焼を行った。
勾玉・拓本教室 H20.10.26（日）・12.21（日） ・H21.2.22（日）	52人	大人から子供までを対象に勾玉づくりと土器の文様を写し取る拓本の体験を行った。

(2) 学校・地域連携

項目	参加人数	事業内容
岡村小学校地域交流クラブ	22人	地域交流クラブの「昔しらべクラブ」で、講師を務めた。 5/22(火)～11/20(火) 全8回
サマースクール支援	47人	サマースクール活動支援で、講師を務めた。 7/31(木) 磯子小・上大岡小 参加者合計：28人 8/26(火) 南小学校 参加者：26人
土偶作り指導	12人	能見台キッズクラブ土偶づくり教室、野焼きを実施した。 1/9(水)、1/12(土)、2/6(水) 全3回
土器作り指導 H20.11.5、7.12	74人	岡村小学校6年生の「総合的な学習」に協力し、土器作りを指導した。
職業体験の受け入れ H21.1.29・2.25～27	9人	近隣中学校の「職業体験学習」に協力した。 1/29(木) 岡村中学校2年生 4人 2/25～27 横浜国立大学附属中学校2年生 1人 1/26(木) 岡村中学校1年生 4人
社会体験研修の受け入れ H20.7.8月 5日間	1人	小学校新任教員の社会体験に協力した。 瀬谷養護学校教諭 1人
博物館実習の受け入れ 20.12.20(土)～26(金)	1人	大学の博物館実習生を受け入れた。



地域交流クラブの活動・イノシシ狩り



土偶作り教室

(3) 市民協働事業

項目	事業内容
住居址遺物の水洗い・接合・復元の実施	遺物整理ボランティアの手で住居址遺物の水洗い・接合・復元。462人が参加した。48軒の住居址遺物の接合・復元を見る
遺跡ガイドボランティアの解説実習の実施	遺跡ガイドボランティアの解説実習 2/21 8人 3/26 3/27 2人

(4) 広報出版

項目	事業内容
チラシ類の作成	埋蔵文化財センター・横浜市歴史博物館との連携で「よこはま古代人ワールド」チラシを作成 年間事業チラシ・土器づくり教室等のチラシを作成
その他広報	インターネットによる情報提供 一般新聞・雑誌等への広報掲載による広報 市報の区版への情報提供 FM放送への情報提供

3 三殿台考古館管理運営事業（寄附行為第4条第7号）

三殿台考古館の管理運営を行いました。

(1) 自動販売機の設置

- (2) 記念品缶バッジの作成及び販売 6,000個作成 販売価格1個100円
20年度売上 1390個 139,000円

(3) 三殿台考古館の維持管理

管理対象施設等	事業内容・所在地など
三殿台考古館	事務棟管理 所在地：磯子区岡村四丁目 主な修繕：事務所棟屋根雨漏り修繕
三殿台遺跡	国指定史跡「三殿台遺跡」の管理 展示棟・竪穴住居保護棟・復元住居・擬木遺構の維持管理 主な修繕：竪穴住居保護棟屋根雨漏り修繕

(4) 三殿台考古館施設入場者の推移

項目	平成20年度	平成19年度	平成18年度
横浜市三殿台考古館（人）	17,725	15,225	16,178

(5) 三殿台考古館施設自動販売機売り上げの推移

項目	平成20年度	平成19年度	平成18年度
横浜市三殿台考古館（円）	43,048	32,032	24,464

(注) 平成18年4月から自動販売機1台を新設。

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
常設展事業	常設展示室の維持管理を行うと共に、学校団体などの見学者に展示解説を実施しました。また、管理事務所2階を常設・収蔵品展示室として、当遺跡の北側貝塚の剥ぎ取り資料の展示と解説を継続して実施しました。常設展示室では土器づくり教室で製作した土器の紹介展示を行いました。入場者数は前年比16%の増加となりました。	A
企画普及事業	年間を通して土・日曜日に火起こし・勾玉作りを開催し、夏休みには土偶作りなどの各種体験教室やキャンプin三殿台を実施しました。また、学校や地域学習の支援にも講師を派遣し、地域との連携を図りました。市民協働事業としては、19年度年に募集した遺物整理ボランティアの活動が行われ、延べ462人の参加と48軒分の遺物の接合・復元を行いました。21年度より実施の遺跡ガイドボランティアの解説実習を実施しました。さらに、初めて博物館館務実習生1名を受け入れました。各種事業は参加者の満足度も高く、好評を得ました。	A
管理運営事業	遺跡内の芝生・樹木、事務棟・展示棟・竪穴住居址保護棟・復元住居・擬木遺構の維持管理を適切に行いました。遺跡内の芝生については、職員が刈り込みを行うなど経費の節減に努めました。また、自動販売機の売り上げも30%以上増加するとともに、記念品用缶バッチ・縄文ペンダントを製作し、収益の向上に努めました。	A

Ⅷ 特別会計事業

財団の自主性・自立性を高めるため、収益事業を実施しました。

本年度は、横浜市の指定管理者として3年目になり、歴史博物館、開港資料館、都市発展記念館、ユーラシア文化館の各施設へ来館されるお客様により快適にお過ごしいただけるよう、ミュージアムショップ商品の見直しや特別セールの実施、自動販売機の設置などの事業を行いました。

開港資料館喫茶室も昨年から開店し、来館者だけでなく、地域のビジネスマンにもご利用いただいております。

今後はミュージアムショップ事業のさらなる魅力向上に積極的に取り組み、運営の効率化と収益の向上に努めていきます。

各事業報告

1 歴史博物館事業（寄附行為第4条第8号）

（1）ミュージアムショップの経営

- ① 勾玉キット、火打石、絵葉書、ミニタオル、企画展図録等を販売した。
- ② 企画展・イベントにあわせた商品をそろえ、開館記念日の特別セールを実施した。
- ③ オリジナル商品を開発した。

（2）来館者駐車場の経営

条例改正に伴い、駐車場料金は利用料金となったため、7月からは一般会計事業へ移行。

（3）自動販売機（5台）の設置

2 開港資料館事業（寄附行為第4条第8号）

（1）ミュージアムショップの経営

絵葉書、バンダナ、ミニタオル、関連書籍等を販売した。

（2）自動販売機（1台）の設置

（3）喫茶室の委託

来館者サービスとして附属棟において、喫茶室の営業を実施した。

店名：Au jardin de Perry（ペリーの庭で）

3 都市発展記念館・ユーラシア文化館事業（寄附行為第4条第8号）

（1）ミュージアムショップの経営

- ① 絵葉書、アートクリップ、企画展図録等を販売した。
- ② 吉田初三郎鳥瞰図2種、よい子の交通双六、円筒印章アクセサリなど、新商品を開発した。
- ③ 開館5周年記念グッズを製作、販売した。
- ④ 各企画展、フランス月間、アジアンウェーブ等に合わせ、商品のラインナップを大幅に変え、ショップの「目新しさ」を保つよう努めた。

(2) 自動販売機（1台）の設置

<各事業の推移>

(1) ミュージアムショップ売上の推移

項 目	平成20年度	平成19年度	平成18年度
横浜市歴史博物館（千円）	8,999	9,384	9,489
横浜開港資料館（千円）	10,555	7,733	9,134
横浜都市発展記念館 横浜ユーラシア文化館（千円）	7,542	7,158	5,216

(2) 駐車場の経営（6月まで）

歴史博物館の来館者用駐車場を経営しました。条例改正に伴い、駐車場料金は利用料金となり、7月から一般会計の事業となりました。（館内32台、屋外140台）

項 目	平成20年度	平成19年度	平成18年度
利 用 台 数（台）	2,066 (7,341)	9,557	12,422
月あたり利用台数（台/月）	689 (612)	796	1,036
料 金 収 入（千円）	929 (3,014)	3,850	4,939

20年度実績数は、6月までのもの。（ ）内は年間の実績。

(3) 自動販売機の設置

施設利用者の利便を図るため、各館に自動販売機を設置しました。

項 目	平成20年度	平成19年度	平成18年度
横浜市歴史博物館（千円）	430	459	555
横浜開港資料館（千円）	107	106	51
横浜都市発展記念館 横浜ユーラシア文化館（千円）	86	81	74

(4) 喫茶室の委託

施設利用者の利便を図るため、開港資料館付属棟において、喫茶室を営業しました。

項 目	平成20年度	平成19年度	平成18年度
喫茶室委託料収入（千円）	2,205	2,353	—

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
歴史博物館事業	ミュージアムショップは、歴史博物館の各事業にあわせた商品陳列やセールの実施、オリジナルグッズの開発などを行い、売上の向上に努めました。しかし、売上は昨年度より減益となり、当初収入見込みの95%でした。また、自動販売機手数料も収入見込みの86%となりました。	A
開港資料館事業	開港150周年プレイベント等により集客数も伸び、書籍等の売上も向上しました。	A
都市発展記念館・ユースラシア文化館事業	開館5周年記念オリジナルグッズや、企画展示に関連づけた商品の仕入れ、ディスプレイを行い売上げ向上に努めました。	A

<参考> 主な事業実績指標の推移

項 目		単位	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
埋蔵文化財センター							
港北ニュータウン文化財整備	遺跡整理数	件	4	4	4	4	6
	報告書刊行数	件	1	1	1	1	1
発掘受託	確認調査数	件	3	0	1	0	0
	本格調査数	件	1	2	0	3	3
	報告書刊行数	件	0	2	0	4	3
講座講演会	参加者数	人	735	539	691	345	342
体験学習	参加者数	人	262	136	—	—	—
諸施設利用							
八聖殿資料館利用者数		人	9,366	8,009	8,095	8,103	7,090
開港150周年記念事業（注1）							
講座講演会	参加者数	人	606	118	311	—	—
横浜市歴史博物館							
利用者数（注2）	館内施設総数	人	231,167	232,339	283,694	204,321	213,861
	野外施設総数	人	61,701	59,835	63,654	65,424	99,553
企画展	観覧者数	人	54,649	56,324	76,990	49,785	48,619
	1日あたり数	人	235	251	328	217	242
	有料観覧者数	人	14,790	19,900	30,671	14,504	18,091
常設展	観覧者数	人	76,478	76,080	90,567	70,478	74,002
	1日あたり数	人	246	246	293	230	243
	有料観覧者数	人	29,603	31,837	39,422	27,798	30,314
閲覧室	利用者数	人	8,131	9,774	10,569	10,363	14,732
講座講演会	参加者数	人	4,069	5,511	7,198	1,588	1,311
体験学習	参加者数	人	1,627	1,650	2,819	1,459	1,373
学校利用	学校数	校	452	425	506	438	445
	参加者数	人	41,639	37,695	44,741	38,220	37,838
横浜開港資料館							
資料収集	収集点数	点	885	1,753	7,582	3,994	12,728
	累計点数	点	251,077	250,192	248,439	240,857	236,863
展示	観覧者数	人	68,990	59,664	58,855	48,249	58,983
	1日あたり数	人	228	198	195	161	196
	有料観覧者数	人	50,858	44,076	43,712	35,624	45,323
閲覧室	利用者数	人	3,873	3,614	2,921	2,304	2,710
講座講演会	参加者数	人	543	884	764	146	524
横浜都市発展記念館（平成15年3月15日開館）							
企画展	観覧者数	人	10,476	9,805	12,891	3,180	10,359
	1日あたり数	人	60	98	85	32	56
	有料観覧者数	人	6,533	7,055	7,579	1,915	6,791
常設展	観覧者数	人	17,131	22,107	18,839	16,471	9,439
	1日あたり数	人	57	73	62	55	31
	有料観覧者数	人	10,923	16,367	11,691	11,270	6,249
講座講演会	参加者数	人	472	114	308	57	148
横浜ユーラシア文化館（平成15年3月15日開館）							
企画展	観覧者数	人	7,256	9,804	3,167	10,137	3,265
	1日あたり数	人	42	59	36	81	43
	有料観覧者数	人	3,944	7,136	1,722	6,976	2,306
常設展	観覧者数	人	16,329	21,635	18,631	14,758	9,528
	1日あたり数	人	54	71	61	49	31
	有料観覧者数	人	10,394	15,778	11,587	9,827	6,570
講座講演会	参加者数	人	726	300	388	—	82
三殿台考古館							
三殿台考古館利用者数		人	17,725	15,225	16,178	15,350	17,034
収益事業							
ショップ収入		千円	27,096	24,275	23,839	19,186	23,718
駐車場収入		千円	3,014	3,850	4,939	3,789	4,473

（注1）平成18年度から、歴史博物館講座・講演会の一部は、開港150周年記念事業として独立。

（注2）平成17年度から、都筑民家園が横浜市環境創造局へ移管。

2 組織・施設概要

I 横浜市ふるさと歴史財団

1 運営

財団法人横浜市ふるさと歴史財団は、横浜に関連した歴史の理解に役立つ国内外の資料や文化財の調査・研究、収集・保管を行うとともに、児童・生徒や市民の求める「横浜の歴史」の学習意欲に応える展示・閲覧・出版等の普及啓発を行うことで、市民文化の発展に寄与することを目的として、横浜市の出資によって設立された公益法人です。

当財団はこの目的を達成するため、横浜市の指定管理者として、横浜市歴史博物館・横浜開港資料館・横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館・横浜市三殿台考古館の5施設の管理運営をしています。

また、同時に横浜市の委託事業として、埋蔵文化財センター・横浜市八聖殿郷土資料館の管理運営、及び横浜市史資料室事業補助を行っています。

各施設は、それぞれ性格も主たる時代領域も異なりますが、市民の共有財産である「横浜の歴史」に関する資料や文化財を収集し、整理・保管と調査研究を進め、その成果を展示・閲覧・講座・出版・体験学習などの事業を通じて市民と共有できるようにするのが、当財団の使命だと考えます。

そのほか、国指定史跡称名寺境内・県指定史跡稲荷前古墳群・県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群・上行寺東遺跡復元整備地の管理、及び横浜市歴史博物館の附属施設である大塚・歳勝土遺跡公園の管理を行いました。

2 沿革

当財団の設立は、横浜市の修史事業及び埋蔵文化掘調査事業と密接な関連をもっています。横浜市では、昭和29年(1954)に横浜開港百年を記念して横浜市史編集事業(第1期)が開始されました。この「横浜市史」第1巻(「開港以前の横浜」)の編纂を一つの機縁として、歴史資料や文化財の調査が活発となり、昭和37年(1962)に横浜市文化財研究調査会、昭和44年(1969)に横浜市埋蔵文化財調査委員会と横浜市文化財審議会が発足しました。

第1期の市史編集事業は、関東大震災の復興期(昭和初期)までで一区切りをつけましたが、市史編集室に蓄積された資料を公開する施設として、昭和56年(1981)に横浜開港資料館が開設され、その管理運営にあたる団体として財団法人横浜開港資料普及協会が設立されました。

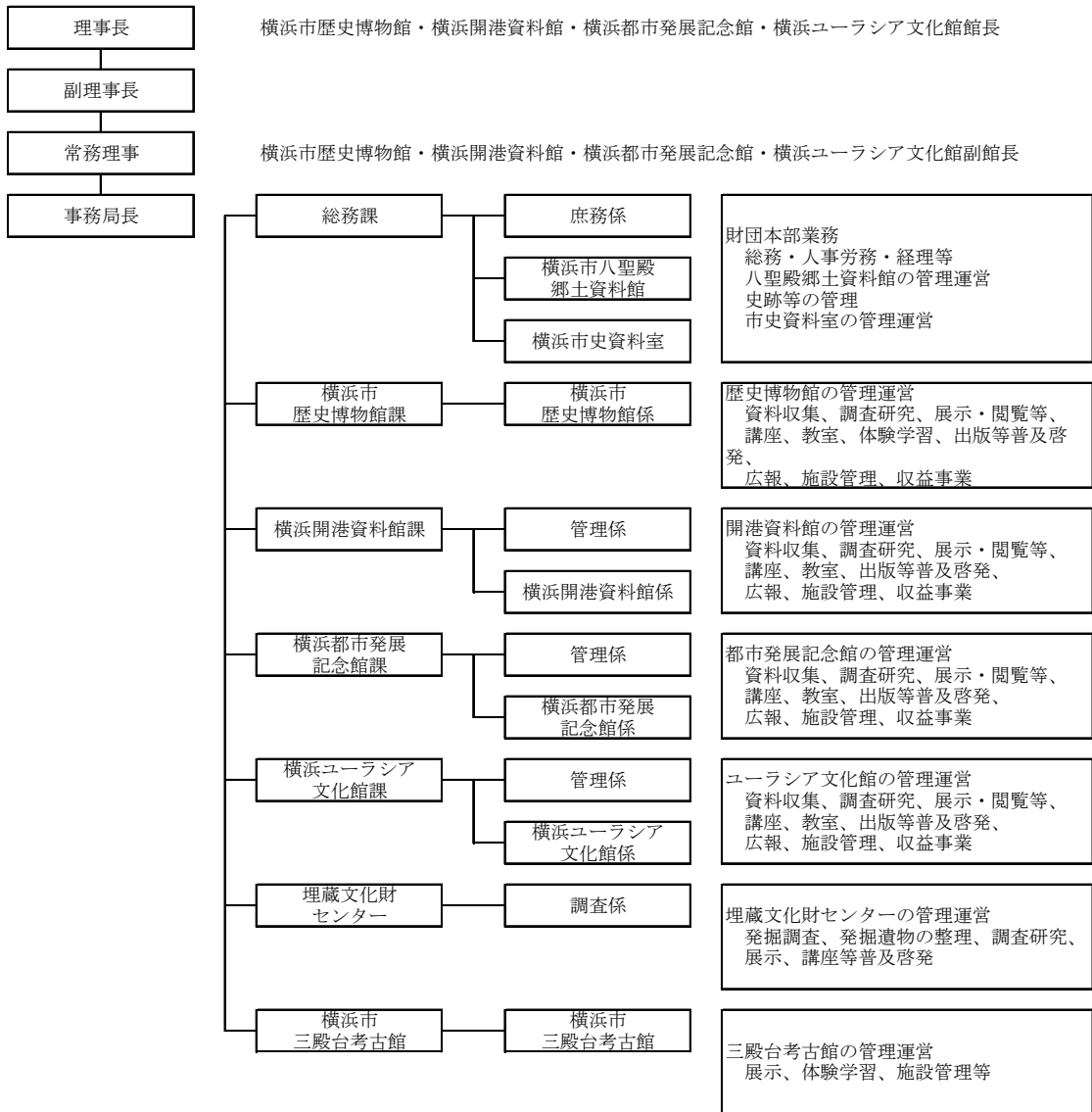
一方、昭和45年(1970)には、港北ニュータウンの造成工事の本格化にともなって港北ニュータウン埋蔵文化財調査団が結成され、発掘調査が開始されました。また、この地域に残る民俗や古民家についての調査も行われ、調査の進展とともに考古資料館と歴史博物館の設立要望が生まれ、両者を一体化し、「横浜市歴史博物館」の開館を目指すことになりました。

平成4年(1992)10月、歴史博物館を始め、既設の三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団が発足、港北ニュータウン埋蔵文化財調査団を前身とする埋蔵文化財センターも統合しました。さらに平成10年(1998)、先の横浜開港資料普及協会との統合も行われました。平成15年(2003)3月には、新たに開館された横浜都市発展記念館と横浜ユーラシア文化館の管理運営を受託することになり、現在に至っています。

年	月	できごと
昭和29年(1954)	8月	横浜開港百年を記念して、横浜市史編集事業(第1期)開始

昭和 42 年 (1967)	1 月	横浜市三殿台考古館 (縄文・弥生・古墳の三時代にわたる集落跡、国指定史跡) 一般公開
昭和 44 年 (1969)	6 月	横浜市埋蔵文化財調査委員会設立
昭和 45 年 (1970)	3 月	港北ニュータウン埋蔵文化財調査団結成
昭和 48 年 (1973)	3 月	横浜市八聖殿郷土資料館一般公開
昭和 52 年 (1977)	8 月	「横浜市史料館」(仮称) 設立に向け、横浜市史編集室が予備調査開始
	8 月	「横浜市新 5 カ年指標」で史料館設立計画を「近代史資料館」構想として具体化
昭和 56 年 (1981)	12 月	近代史資料館構想の一環として、横浜開港資料館を旧英国総領事館跡地に建設することを決定
	3 月	横浜開港資料館条例を制定 (施行は 6 月 2 日)
	4 月	横浜開港資料館の運営にあたる団体として、財団法人横浜開港資料普及協会設立
	6 月	横浜開港資料館開館 (2 日)
昭和 60 年 (1985)	12 月	「よこはま 21 世紀プラン」(第 1 次実施計画) に考古資料館構想が出る
	5 月	「よこはま 21 世紀プラン」(第 2 次実施計画) に歴史博物館構想が出る
昭和 61 年 (1986)	1 月	大塚・歳勝土遺跡が国指定史跡となる
平成 元年 (1986)	6 月	発掘調査を終了し、港北ニュータウン埋蔵文化財調査団解散
	11 月	横浜市農村生活館獅子ヶ谷横溝屋敷 (獅子ヶ谷村の名主横溝家の旧住宅、横浜市指定有形文化財) 一般公開
	12 月	横浜市埋蔵文化財センター設立
平成 4 年 (1992)	9 月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足 (理事長石原俊)、埋蔵文化財センターを統合
平成 6 年 (1994)	3 月	横浜市歴史博物館設置条例制定
	6 月	埋蔵文化財センター、全国埋蔵文化財法人連絡協議会に加盟
平成 7 年 (1995)	1 月	横浜市歴史博物館開館 (31 日)
平成 8 年 (1996)	3 月	大塚・歳勝土遺跡公園開園 (23 日)
平成 9 年 (1997)	3 月	都筑民家園 (旧長沢家住宅) 一般公開 (29 日)
平成 10 年 (1998)	10 月	横浜開港資料館の管理運営にあたってきた財団法人横浜開港資料普及協会と、横浜市歴史博物館や埋蔵文化財センター等の管理運営にあたってきた財団法人横浜市ふるさと歴史財団が統合 (名称は後者を踏襲)
平成 13 年 (2001)	4 月	第 2 代理事長に平野邦雄就任
平成 14 年 (2002)	9 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館条例制定
平成 15 年 (2003)	3 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館開館 (15 日)
平成 17 年 (2005)	4 月	横浜市農村生活館獅子ヶ谷横溝屋敷、都筑民家園が横浜市環境創造局へ移管
	7 月	第 3 代理事長に高村直助就任
平成 18 年 (2006)	4 月	横浜市歴史博物館・横浜開港資料館・横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館・横浜市三殿台考古館の指定管理者として管理運営

3 組織



4 役員

理事長	高村 直助
副理事長	
兼常務理事	金子 宣治
理事	飯田 助知
理事	壺岐 哲平
理事	大澤 正之
理事	小澤 重男
理事	加藤 祐三
理事	小玉 敏子
理事	五味 文彦
理事	齋藤 龍

理事 佐藤 希
 理事 佐藤 秀子
 理事 猿田 勝美
 理事 田村 幸久
 理事 千葉 信行
 理事 西 和夫
 理事 藤井 紀代子
 理事 松澤 孝郎
 監事 土田 建二
 監事 中西 雅子

評議員 朝比奈 正彦
 評議員 石井 一也
 評議員 岩田 悦子
 評議員 鹿嶋 富美雄
 評議員 城所 恵子
 評議員 斎藤 寿臣
 評議員 篠崎 孝子
 評議員 下山田 伸一郎
 評議員 鈴木 由香
 評議員 永野 登益
 評議員 服部 宏
 評議員 藤木 幸太
 評議員 藤野 和子
 評議員 三橋 赫夫
 評議員 皆川 成夫
 評議員 森 慎互
 評議員 山口 友久
 評議員 鷺尾 智子

II 横浜市歴史博物館

1 沿革

年	月	できごと
昭和 56 年 (1981)	12 月	「よこはま 21 世紀プラン」(第 1 次実施計画)に考古資料館構想が出る
昭和 60 年 (1985)	5 月	「よこはま 21 世紀プラン」(第 2 次実施計画)に歴史博物館構想が出る
昭和 61 年 (1986)	1 月	大塚・歳勝土遺跡が国指定史跡となる
平成 元年 (1986)	3 月	博物館の基本計画を策定

平成 4 年 (1992)	2 月	博物館の建設が起工
	9 月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足（理事長石原俊）、埋蔵文化財センターを統合
平成 6 年 (1994)	2 月	博物館の建物が竣工
	3 月	横浜市歴史博物館設置条例制定
平成 7 年 (1995)	1 月	横浜市歴史博物館開館（31 日） 初代館長に東京女子大学名誉教授平野邦雄が就任
平成 8 年 (1996)	3 月	大塚・歳勝土遺跡公園開園（23 日）
平成 9 年 (1997)	3 月	都筑民家園（旧長沢家住宅）一般公開（29 日）
平成 10 年 (1998)	10 月	横浜開港資料館の管理運営にあたってきた財団法人横浜開港資料普及協会と、横浜市歴史博物館や埋蔵文化財センター等の管理運営にあたってきた財団法人横浜市ふるさと歴史財団が統合（名称は後者を踏襲）
平成 17 年 (2005)	4 月	横浜市農村生活館獅子ヶ谷横溝屋敷、都筑民家園が横浜市環境創造局へ移管
平成 18 年 (2006)	4 月	横浜市歴史博物館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市都筑区中川中央 1 - 1 8 - 1
面積	敷地面積 7, 278. 52㎡ 延床面積 9, 269. 00㎡ 地上6階、地下1階 うち 展示部門 2, 333㎡、 収蔵部門 1, 901㎡、 研究部門 712㎡、 教育・普及部門 514㎡、 事務部門 424㎡、 サービス部門・その他 3, 385㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
事業費	93億円（設計、建築工事費、展示制作費等）
設備	駐車場（屋内42台分及び屋外バス6台分） エレベーター3基（来館者用、業務用、荷物用）
設計	株式会社 大高建築設計事務所

3 付属施設

大塚・歳勝土遺跡公園は、国指定史跡の大塚・歳勝土遺跡を中心として遺跡の保存・保護を図り、隣接する博物館と一体化した理解しやすい歴史の体感の場として、周辺の緑地や地形もふくめた空間を遺跡公園として整備し、平成8年（1996）3月23日一部公開しました。さらに、整備中であった旧長沢家住宅を、平成9年（1997）3月29日に都筑民家園として一般公開しました。また、遺跡公園も同日全面公開となりました。公園の中には、弥生時代のムラや墓地を復元した大塚・歳勝土遺跡、江戸時代の民家など、いろいろな時代のさまざまな空間があります。

所在地	神奈川県横浜市都筑区大塚西 1 番
面積	総面積 約 6. 6 h a

	うち 大塚・歳勝土遺跡 約32,882㎡、 その他33,118㎡
設備	遺跡周辺地形模型、弥生時代復元竪穴式住居、弥生時代復元方形周溝墓、復元環濠・土塁・柵、型取り復元竪穴式住居跡、再現木橋、サイン・解説板 便所、工房、都筑民家園（旧長沢家住宅）、体験広場、草地広場、林間広場 ※ ただし、都筑民家園及び公園の一部は環境創造局の所管

4 利用案内

所在地	〒224-0003 神奈川県横浜市都筑区中川中央1-18-1
TEL/FAX	045-912-7777（代）／045-912-7781
休館日	月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始
開館時間	9:00～17:00（入館は16:30まで）
常設展観覧料	一般400円、高校生・大学生200円、小学生・中学生100円
交通	横浜市営地下鉄「センター北」駅下車徒歩5分
URL	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp

Ⅲ 横浜開港資料館

1 沿革

年	月	できごと
昭和52年（1977）	8月	「横浜市新5カ年指標」で史料館設立計画を「近代史資料館」構想として具体化
	12月	近代史資料館構想の一環として、横浜開港資料館を旧英国総領事館跡地に建設することを決定
昭和53年（1978）	1月	横浜開港資料館設立研究委貞会議が発足 座長：遠山茂樹（横浜市立大学教授）
	4月	横浜開港資料館設立研究委員会「横浜開港資料館設立に関する中間報告」を発表（横浜市都市科学研究室『調査季報』第58号に掲載）
昭和54年（1979）	3月	横浜開港資料館設立研究委貞会議「横浜開港資料館設立の基本的な方向」を発表（横浜市都市科学研究室『調査季報』第62号に掲載）
	4月	横浜市が旧英国総領事館建物を買取
昭和55年（1980）	6月	新館の建物と旧英国総領事館の改装に着工（翌1981年3月31日竣工）
	7月	大蔵省から旧英国総領事館跡地を取得 横浜市総務局に横浜開港資料館設立準備担当を置く
昭和56年（1981）	3月	横浜開港資料館条例を制定（施行は6月2日）
	4月	横浜開港資料館の運営にあたる団体として、財団法人横浜開港資料普及協会設立
	6月	横浜開港資料館開館（2日）
昭和60年（1988）	11月	たまぐすの木が横浜市登録文化財に指定

平成 10 年 (1998)	10 月	横浜開港資料館の管理運営にあたってきた財団法人横浜開港資料普及協会と、横浜市歴史博物館や埋蔵文化財センター等の管理運営にあたってきた財団法人横浜市ふるさと歴史財団が統合 (名称は後者を踏襲)
平成 10 年 (1998)	11 月	旧英国領事館 (旧館) が横浜市指定文化財に指定
平成 18 年 (2006)	4 月	横浜開港資料館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市中区日本大通 3
面積	敷地面積 3,026.35㎡ 延床面積 2,900.25㎡ 地上3階、地下1階 新館 1,690.73㎡、旧館 1,041.52㎡、附属棟 168.0㎡ うち 展示室 (3室) 348.1㎡、 収蔵庫 (6室) 309.7㎡、 閲覧室 119.3㎡、 講堂 106.3㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
事業費	662,800千円 (設計、建築工事費、展示制作費等)
設備	エレベーター 2基 (来館者用、業務用)
設計	株式会社 浦辺建築事務所

3 利用案内

所在地	〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通 3
TEL/FAX	045-201-2100 (代) / 045-201-2102
休館日	月曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始ほか
開館時間	9:30~17:00 (入館は16:30まで)
常設展観覧料	一般200円、小学生・中学生100円
交通	横浜高速鉄道 みなとみらい線「日本大通り」駅下車徒歩2分 JR線・横浜市営地下鉄線「関内」駅下車徒歩15分 JR桜木町駅から市営バス「日本大通り駅県庁前」「大さん橋」下車徒歩1分
URL	http://www.kaikou.city.yokohama.jp

IV 横浜都市発展記念館

1 沿革

年	月	できごと
平成 元年 (1986)		「よこはま 21 世紀プラン」の「第 3 次実施計画」に都市発展記念館建設の方針が記される、横浜市総務局に検討会設置
平成 3 年 (1992)	3 月	最初の「基本構想調査報告書」作成される
平成 7 年 (1995)		都市発展記念館 (仮称) 基本計画検討懇談会設置される
平成 10 年 (1998)		旧市外電話局の建物の活用を決定

平成 11 年 (1999)		設立準備事業が総務局から教育委員会事務局に移管される
平成 12 年 (2000)		都市発展記念館 (仮称) 展示検討委員会設置される
	11 月	「旧横浜市外電話局」横浜市認定歴史的建造物に指定
平成 13 年 (2001)	4 月	施設改修工事及び展示工事着手
平成 14 年 (2002)	1 月	都市発展記念館 (仮称) 名称検討委員会設置され、「横浜都市発展記念館」の名称に決定
	8 月	建物改修工事終了、搬入口増築その他工事着手
	9 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館条例制定
	12 月	搬入口増築その他工事終了
平成 15 年 (2003)	1 月	展示工事終了
	3 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館開館 (15 日)
平成 18 年 (2006)	4 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市中区日本大通 1 2
面積	延床面積 2, 9 0 6. 0 9 m ² 地上 4 階、地下 1 階、塔屋 1 階
構造	鉄筋コンクリート造
設備	エレベーター 2 基 (来館者用、業務用)
設計	横浜市建築局教育施設課、株式会社 日建設計

3 利用案内

所在地	〒 2 3 1 - 0 0 2 1 神奈川県横浜市中区日本大通 1 2
TEL/FAX	0 4 5 - 6 6 3 - 2 4 2 4 (代) / 0 4 5 - 6 6 3 - 2 4 5 3
休館日	月曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始
開館時間	9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 (入館は 1 6 : 3 0 まで)
常設展観覧料	一般 2 0 0 円、小学生・中学生 1 0 0 円
交通	横浜高速鉄道 みなとみらい線「日本大通り」駅 3 番出口 0 分 JR 線・横浜市営地下鉄線「関内」駅下車徒歩 1 0 分 JR 桜木町駅から市営バス「日本大通り 駅県庁前」下車徒歩 0 分
URL	http://www.tohatsu.city.yokohama.jp

V 横浜ユーラシア文化館

1 沿革

年	月	できごと
平成 8 年 (1996)	5 月	横浜市と東洋学者江上波夫氏との間で、「江上コレクション」の寄贈契約を締結

平成 9 年 (1997)	6 月	江上コレクション保存活用懇談会を設置
	1 月	初公開展覧会「ユーラシア諸文明の交感」を開催
	4 月	保存活用懇談会長平山郁夫氏が市長に提言を報告
平成 10 年 (1998)	12 月	シンポジウム「ユーラシア：造形の伝播と交流」を開催
	10 月	江上コレクション追加寄贈 ユーラシア文化講演会を開催
平成 11 年 (1999)	3 月	旧市外電話局を活用して整備する方針決定
	12 月	専門家による展示計画検討委員会を設け、展示設計の考え方を検討 施設の基本設計、展示計画策定を実施
平成 12 年 (2000)	3 月	江上コレクション展示計画検討委員会が「江上コレクション展示基本計画書」を策定
	11 月	「旧横浜市外電話局」横浜市認定歴史的建造物に指定
平成 13 年 (2001)	4 月	施設改修工事及び展示工事着手
平成 14 年 (2002)	1 月	名称検討委員会は「横浜ユーラシア文化館」の名称を選定
	8 月	建物改修工事終了、搬入口増築その他工事着手
	9 月	横浜ユーラシア文化館条例制定
	11 月	寄贈者江上波夫逝去
	12 月	搬入口増築その他工事終了
平成 15 年 (2003)	1 月	展示工事終了
	3 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館開館 (15 日)
平成 18 年 (2006)	4 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市中区日本大通 1 2
面積	延床面積 2, 9 0 6 . 0 9 m ² 地上 4 階、地下 1 階、塔屋 1 階
構造	鉄筋コンクリート造
設備	エレベーター 2 基 (来館者用、業務用)
設計	横浜市建築局教育施設課、株式会社 日建設計

3 利用案内

所在地	〒 2 3 1 - 0 0 2 1 神奈川県横浜市中区日本大通 1 2
TEL/FAX	0 4 5 - 6 6 3 - 2 4 2 4 (代) / 0 4 5 - 6 6 3 - 2 4 5 3
休館日	月曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始
開館時間	9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 (入館は 1 6 : 3 0 まで)
常設展観覧料	一般 2 0 0 円、小学生・中学生 1 0 0 円
交通	横浜高速鉄道 みなとみらい線「日本大通り」駅 3 番出口 0 分 J R 線・横浜市営地下鉄線「関内」駅下車徒歩 1 0 分 J R 桜木町駅から市営バス「日本大通り駅県庁前」下車徒歩 0 分

URL

<http://www.eurasia.city.yokohama.jp>

VI 埋蔵文化財センター

1 沿革

埋蔵文化財センターは、財団法人横浜市ふるさと歴史財団の事業の中でも、特に埋蔵文化財に関する調査・研究と整理事業を専門とする機関であり、発掘調査報告書の刊行や調査成果の公開など、埋蔵文化財に関係する普及啓発活動を行い、埋蔵文化財の保護と継承の重要性についての市民の理解を深め、地域文化の振興に貢献しています。

年	月	できごと
昭和 44 年 (1969)	6 月	横浜市埋蔵文化財調査委員会設立
昭和 45 年 (1970)	3 月	港北ニュータウン埋蔵文化財調査団結成
	4 月	予備調査開始
昭和 45 年 (1970)	8 月	本格調査開始
昭和 59 年 (1984)	4 月	横浜市上山町文化財研究保管所開設
平成 元年 (1986)	6 月	発掘調査を終了し、港北ニュータウン埋蔵文化財調査団解散
	12 月	横浜市埋蔵文化財センター、任意団体として設立
平成 4 年 (1992)	9 月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足（理事長石原俊）、埋蔵文化財センター所属となる
平成 6 年 (1994)	6 月	全国埋蔵文化財法人連絡協議会に加盟

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市都筑区勝田町 7 6 0
面積	延床面積 1, 2 6 9 m ² うち 本 館 6 5 9 m ² 勝田収蔵庫 整理収蔵棟 5 8 2 m ² 、収蔵棟 2 2 8 m ²
構造	本 館 鉄筋コンクリート造 地上 2 階 勝田収蔵庫 整理収蔵棟 プレハブ 地上 2 階 収蔵棟 2 平屋仮設
収蔵施設	上山町収蔵庫（緑区上山町 7 0 9 - 4） 茅ヶ崎収蔵庫（都筑区茅ヶ崎南 3 - 1 4） 中川中学校元講堂（都筑区大圃町 2 5 4）

3 利用案内

所在地	〒 2 2 4 - 0 0 3 4 神奈川県横浜市都筑区勝田町 7 6 0
TEL/FAX	0 4 5 - 6 6 3 - 2 4 2 4 (代) / 0 4 5 - 6 6 3 - 2 4 5 3
休 日	土・日曜日、祝日、年末年始ほか
観 覧	事前予約してください

交通	東急電鉄 東横線「綱島」駅から東急バス「勝田折返所」行き終点下車徒歩4分 横浜市営地下鉄線「仲町台」駅下車徒歩20分
URL	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/maibun/index.html

Ⅶ 横浜市三殿台考古館

1 沿革

縄文・弥生・古墳の三時代にわたる貴重な集落跡として昭和41年（1966）4月に国の史跡に指定された三殿台遺跡に隣接して建てられており、昭和42年（1967）1月31日より一般公開されています。

年	月	できごと
昭和41年（1966）	4月	三殿台遺跡が国指定史跡に指定
	12月	横浜市三殿台考古館条例を制定
昭和42年（1967）	1月	横浜市三殿台考古館（縄文・弥生・古墳の三時代にわたる集落跡、国指定史跡）一般公開
平成4年（1992）	9月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足（理事長石原俊）、埋蔵文化財センターを統合
平成18年（2006）	4月	横浜市三殿台考古館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市磯子区岡村4-11-22
面積	本館 122㎡ うち収蔵庫 66㎡、展示室 56㎡ 別館 150.96㎡ うち事務室権整理室（1階） 75.48㎡、資料保管倉庫（2階） 75.48㎡ 住居跡保護棟 431㎡
構造	本館 鉄筋コンクリート造平屋建 別館 鉄筋プレハブ造2階建 住居跡保護棟 鉄筋コンクリート一部鉄骨平屋造
施設	復元住居 縄文時代中期加曾利E式期 木造茅葺 竪穴式 床面積19.6㎡ 弥生時代中期宮ノ台式期 木造茅葺 竪穴式 床面積27.5㎡ 古墳時代後期鬼高式期 木造茅葺 竪穴式 床面積22.1㎡

3 利用案内

所在地	〒235-0021 神奈川県横浜市磯子区岡村4-11-22
TEL/FAX	045-761-4571 / 045-761-4603
休館日	毎月第3水曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始
開館時間	4～9月 9:00～17:00

	10～3月 9:00～16:00
観覧料	無料
交通	横浜市営地下鉄線「弘明寺」駅から横浜市営バス「三殿台公園」下車徒歩5分
URL	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/shisetsu/sandd/sad02.html

Ⅷ 横浜市八聖殿郷土資料館

1 沿革

昭和48年(1973)建物の周辺一帯が本牧臨海公園となり市民の憩いの場として整備され、市民に郷土の歴史を伝える資料館として、幕末から明治にかけての本牧、根岸の写真や市内で使われていた農具や漁具を中心に展示しています。

年	月	できごと
昭和48年(1973)		横浜市八聖殿郷土資料館を一般公開
平成4年(1992)	9月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足(理事長石原俊)、埋蔵文化財センターを統合

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市中区本牧元町76-1
面積	延床面積 892㎡ うち 展示室329㎡、収蔵室50㎡、研究室15㎡、図書閲覧室14㎡、 事務室13㎡、応接室13㎡、屋外展示室16㎡、その他442㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建(塔屋、地下室付)

3 利用案内

所在地	〒231-0822 神奈川県横浜市中区本牧元町76-1
TEL/FAX	045-622-2624/045-622-2657
休館日	毎月第3水曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始
開館時間	9:30～16:00
観覧料	無料
交通	JR線桜木町駅または根岸駅から横浜市営バス「本牧市民公園前」「本牧車庫」下車徒歩5分
URL	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/shisetsu/hasei/has02.html

Ⅸ 横浜市域の管理史跡等

1 国指定史跡称名寺境内

(1) 所在地

横浜市金沢区金沢町 2 1 2

(2) 交通

京浜急行「金沢文庫駅」下車徒歩 1 0 分、または京浜急行「金沢文庫駅」から京浜急行バス「称名寺前」下車 0 分

称名寺は金沢北条氏一門の菩提寺で、北条実時が六浦荘金沢の居館内に営んだ持仏堂から発したと推定されています。称名寺境内は、「称名寺絵図並びに結界記」〈元亨 3 年（1323）、重要文化財〉にもとづき、大正 11 年（1922）、さらに昭和 47 年（1972）に周辺区域も含め、国指定史跡とされました。称名寺庭園は、苑池に橋を架け金堂へ達するという地割をもつ形式の浄土庭園としては、時代的に最後の遺例となることから、庭園史上、高い価値のあるものです。

当庭園は昭和 53 年度から 62 年度にかけて、称名寺絵図に基づく全面的整備が行われ、60 年度に平橋、61 年度に反橋が復元公開されました。

2 県指定史跡稲荷前古墳群

(1) 所在地

横浜市青葉区大場町 1 5 6 - 1 0 ほか

(2) 交通

東急電鉄 田園都市線「市が尾駅」から市営・東急バス「水道局青葉営業所前」下車徒歩 3 分

稲荷前古墳群は、「古項の博物館」と呼ばれるほど、いろいろなタイプの古墳がつくられ、この地域の歴史を知る上できわめて重要な遺跡とされています。昭和 45 年（1970）3 月 24 日に神奈川県史跡に指定され、現在関東地方でもめずらしい前方後方墳を含む 3 基の古墳が保存・公開されています。この古墳群は、西暦 400 年前後からほぼ 600 年代を通じて造営されたもので、この地域の首長とそれに連なる人々の墓地とみられています。

3 県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群

(1) 所在地

横浜市青葉区市ヶ尾町 1 6 3 9 - 2 市ヶ尾遺跡公園内

(2) 交通

東急電鉄 田園都市線「市が尾駅」下車徒歩 1 0 分、市ヶ尾小学校横

市ヶ尾横穴墓群は、6 世紀後半から 7 世紀後半にかけて造られたもので、関東地方南部の古墳文化を解明する上で貴重な横穴墓群として位置付けられています。横穴墓群は、昭和 32 年（1957）2 月 19 日に神奈川県史跡に指定され、保存・公開されています。横穴墓は関東地方では西暦 500 年代末境から 700 年前後まで行われた墓制の一つであり、被葬者はこの地域の有力な家族集団とみられています。

4 上行寺東遺跡復元整備地

(1) 所在地

横浜市金沢区六浦 2 丁目 4 1 9 5 ほか

(2) 交通

京浜急行「金沢八景駅」下車徒歩10分

上行寺東遺跡（東やぐら群遺跡）は、鎌倉から朝夷奈切通を通過して、金沢に向かう鎌倉道の一つである六浦道沿いの標高約35mほどの台地上に所在します。

調査では、13～15世紀に構築された44基の「やぐら」とよばれる横穴式の墳墓と、7棟の建物跡などが発見されました。「やぐら」は、武士や僧侶などの墓と考えられ、内部からは、現在の墓石や塔婆にあたる五輪塔や板碑などの石塔類が出土しています。

本遺跡は、中世六浦の信仰を考えるうえで貴重な遺跡であることから、昭和62年（1987）、遺跡上段部の「やぐら」5基、2棟の建物跡がGRC（ガラス繊維強化樹脂セメント）で復元されるとともに、3基の「やぐら」が保存されています。

3

規程集

1 財団法人横浜市ふるさと歴史財団寄附行為

認 可 平成 4年 9月30日

最近改正 平成15年 3月11日

目 次

- 第1章 総 則（第1条～第4条）
- 第2章 資産、事業計画等（第5条～第14条）
- 第3章 役員、評議員及び職員（第15条～第23条）
- 第4章 会 議（第24条～第31条）
- 第5章 寄附行為の変更及び解散（第32条～第34条）
- 第6章 雑 則（第35条・第36条）
- 附 則

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、財団法人横浜市ふるさと歴史財団という。

（事 務 所）

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市都筑区中川中央一丁目18番1号に、従たる事務所を同県横浜市中区日本大通3番地及び同県横浜市都筑区勝田町760番地に置く。

（目 的）

第3条 この法人は、横浜に関係した歴史（以下「歴史」という。）の理解に資する国内外の資料や文化財の調査、研究、収集、保管及び公開を行うとともに、歴史や文化財に関する普及啓発を行い、もって、ふるさと意識の醸成及び市民文化の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史に関する資料及び文化財の調査、研究、収集及び保管
- (2) 歴史、歴史資料及び文化財に関する展示、閲覧、講座、講演会等の企画並びに実施
- (3) 横浜市域の埋蔵文化財の発掘、調査、研究及び保管
- (4) 歴史及び文化財の普及啓発事業の企画並びに実施
- (5) 歴史資料及びその研究成果に関する刊行物の編集、発行
- (6) 歴史資料及びその研究成果に関する説明、並びに歴史研究に関する助言及び指導
- (7) 歴史及び文化財関連施設の管理及び運営の受託
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

（資産の構成）

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 財産から生ずる収入
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 寄附金品
 - (5) その他の収入
- (資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業執行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告、収支決算書類等)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算書類は、理事長が作成し、監事の意見を付し、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に、教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、こ

の法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第3章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内(うち、理事長1人、副理事長2人以内及び常務理事1人とする。)
- (2) 監事 2人

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長、副理事長及び常務理事を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故があるときは副理事長がその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副理事長が2人であるときは、あらかじめ理事長が定めた順序でこれを行う。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常業務を掌理する。
- 5 理事長及び副理事長ともに事故があるときは常務理事が理事長及び副理事長の職務を代理し、理事長及び副理事長がともに欠けたときは理事長及び副理事長の職務を行う。
- 6 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事はこの法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを教育委員会、理事会及び評議員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員)

第22条 この法人には、評議員18人以上23人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

5 第19条及び第20条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員現在数」とあるのは「理事現在数」と読み替えるものとする。

6 評議員は、評議員会を組織する。

(事務局)

第23条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の必要な職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 職員は有給とする。

第4章 会 議

(理事会の開催)

第24条 理事会は、理事長が必要と認めるとき又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の4日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名(書面表決者の場合にあっては、その旨を附記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(評議員会の意見聴取)

第29条 理事会は、次に掲げる事項について決議しようとするときは、あらかじめ評議員の意見を聴かななければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 基本財産の処分又は担保の提供に関する事項
- (4) 長期借入金に関する事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会)

第30条 評議員会は、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び理事会に対し必要と認める事項について建議する。

2 第24条、第25条、第27条及び第28条の規定は、評議員についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事現在数」とあるのは「評議員現在数」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「出席理事」とあるのは「出席評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第31条 評議員会の議長は、会議のつど、出席評議員の互選で定める。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)

第33条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第34条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議

決を経、かつ、教育委員会の許可を受けて、横浜市に寄附するものとする。

第6章 雑 則

(書類及び帳簿の備付け等)

第35条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 設立許可書等教育委員会の許可、認可、承認に関する書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署との往復書類
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第6号までの書類及び帳簿は永年、同項第7号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第36条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、別表第1のとおりとし、その任期は、第19条の第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の評議員は、第22条第2項の規定にかかわらず、別表第2のとおりとし、その任期は、第22条第5項の規定により準用する第19条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度及び設立次年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 5 この法人は、横浜市埋蔵文化財センターに属した権利義務の一切を承継する。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

別 表 1 (附則2関係)

理 事 (理事長) 石 原 俊

理事 (副理事長)	根本和夫
理事 (常務理事)	田中裕
理事	足立光生
理事	岡本勇
理事	河北倫明
理事	川口恭一
理事	川本讓次
理事	小島謙一
理事	小山千賀子
理事	酒井真喜子
理事	猿田勝美
理事	鈴木正之
理事	高村直助
理事	勅使河原平八
理事	成田頼明
理事	平野邦雄
理事	三觜勉
理事	山崎洋子
監事	齋藤史郎
監事	土田建二

別表 2 (附則 3 関係)

評議員	安藤和男
評議員	遠藤保成
評議員	河村外喜子
評議員	黒川澄夫
評議員	小林弘親
評議員	斉藤正勝
評議員	齋藤龍
評議員	椎名巖
評議員	篠崎孝子
評議員	下川清春
評議員	高井祿郎
評議員	鷹司綸子
評議員	高橋紀代子
評議員	竹本浩
評議員	田中常義
評議員	長谷川謙治
評議員	藤木幸太

評議員	藤野和子
評議員	村上治
評議員	望木周代
評議員	森英雄
評議員	森本敏男
評議員	モンドンミドリ
評議員	山田達治
評議員	渡部近司
評議員	渡部文興

2 横浜市歴史博物館条例

制定 平成 6年 3月 25日 条例第 8号
最近制定 平成 20年 7月 1日 条例第 36号

(設置)

第1条 開港期までを中心とする横浜の歴史に関する資料(以下「資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民の利用に供するとともに、その学習、調査研究等に資するため必要な事業を行うことにより、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、横浜市歴史博物館(以下「博物館」という。)を横浜市都筑区に設置する。

(事業)

第2条 博物館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、保管、展示等を行うこと。
- (2) 資料に関する調査研究を行い、その成果の展示、出版等を行うこと。
- (3) 歴史に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) 歴史に関する講演会、講習会、講座等を開催すること。
- (6) 野外施設等を利用する体験的学習等を行うこと。
- (7) 博物館の施設及び設備の提供を行うこと。
- (8) その他博物館の設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第3条 前条に掲げる事業を行うため、博物館に次の施設を置く。

- (1) 常設展示室及び図書閲覧室
- (2) 企画展示室、体験学習室、講堂及び研修室
- (3) 野外施設
- (4) 駐車場

(職員)

第4条 博物館に、所要の職員を置く。

(開館時間等)

第5条 博物館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第6条 次に掲げる博物館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 博物館の施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 特別利用(第9条第1項に規定する特別利用をいう。)の許可等に関すること。
- (3) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (4) 博物館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他教育委員会が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもって資料の調査研究等を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、市民の横浜の歴史に関する学習、調査研究等のために必要な事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による横浜の歴史に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、博物館の設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第7条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用の許可)

第8条 第3条第2号に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に博物館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、博物館の施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) 博物館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 博物館の設置の目的に反するとき。
- (3) 博物館の管理上支障があるとき。
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第1項の許可の手續について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(資料の特別利用の許可)

第9条 博物館の資料について、学術研究等のため、撮影、模写、模造、熟覧等(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に資料の保全上及び博物館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、特別利用が次のいずれかに該当する場合は、特別利用を許可しないものとする。

- (1) 資料の保全上支障があるとき。
- (2) 博物館の管理上支障があるとき。
- (3) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第1項の許可の手続について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(利用料金)

第10条 常設展示室に入場しようとする者又は駐車場を利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 講堂又は研修室の利用について、第8条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

3 特別利用について、前条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

4 第1項の利用料金にあつては別表第1に定める額の範囲内において、第2項の利用料金にあつては別表第2に定める額の範囲内において、前項の利用料金にあつては1点につき1回又は1日ごとに2,000円の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

5 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第12条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、第8条第1項及び第9条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は施設の利用若しくは特別利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第8条第3項各号又は第9条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第14条 指定管理者は、博物館の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他博物館の管理上支障があるとき。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 6 年 11 月教委規則第 24 号により平成 7 年 1 月 31 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 号の規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。)

(平成 8 年 3 月教委規則第 1 号により第 3 条第 3 号の規定は、同年同月 23 日から施行)

附 則(平成 10 年 3 月条例第 17 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則(平成 13 年 2 月条例第 7 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月条例第 90 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市歴史博物館条例第 13 条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市歴史博物館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 2 月条例第 6 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月条例第 36 号)

この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 10 条第 4 項)

種別		単位	利用料金	
			個人	団体(20人以上)
常設 展示 室	一般	1人1回につき	400円	320円
	大学生・高校生		200円	160円
	中学生・小学生		100円	80円
駐車 場	大型車	1台1日1回につき	800円	
	その他のもの	1台1時間に	200円	

		つき	
--	--	----	--

(備考)

- 1 「一般」とは、「大学生・高校生」、「中学生・小学生」及び小学校に就学するまでの者以外の者をいう。
- 2 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校に在学する学生若しくは生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生・小学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課程、小学校若しくは特別支援学校の中学部若しくは小学部に在学する生徒若しくは児童又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 小学校に就学するまでの者が、常設展示室に入場する場合の利用料金は、無料とする。

別表第2(第10条第4項)

種別		単位	利用料金	
			平日	日曜日、土曜日及び休日
講堂	入場料等を徴収しない場合	1日につき	15,000円	18,000円
	入場料等を徴収する場合	同	26,000円	30,000円
研修室		同	8,500円	
附帯設備		1式又は1台、1日につき	15,000円	

(備考)

- 1 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 2 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。
- 3 「1日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 4 講堂、研修室及び附帯設備の利用が、午前9時から午後9時までの時間以外の時間(以下「時間外」という。)にわたった場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、3,000円とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

3 横浜市歴史博物館条例施行規則

制 定 平成 6 年 1 1 月 2 5 日教委規則第 2 5 号

最近制定 平成 1 7 年 7 月 5 日教委規則第 2 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市歴史博物館条例(平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 横浜市歴史博物館(以下「博物館」という。)に、館長を置く。

2 館長は、教育長の命を受け、博物館を統轄する。

(開館時間)

第 3 条 博物館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 常設展示室、企画展示室、体験学習室、図書閲覧室、駐車場及び野外施設(復元環濠内集落及び多目的利用施設に限る。) 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 講堂及び研修室 午前 9 時から午後 9 時まで

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは直後の日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない日とする。

(2) 1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日まで

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の募集)

第 5 条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第 6 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第 1 号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 6 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 博物館の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他教育長が必要と認める書類

(施設の利用許可申請書等)

第7条 条例第8条第1項の規定により博物館の施設の利用の許可を受けようとする者は、横浜市歴史博物館利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、企画展示室及び体験学習室については、指定管理者又は指定管理者と共催して博物館の設置目的に合致する事業を行うため当該施設を利用しようとする者に対し、利用を許可するものとする。

3 第1項の利用許可の申請は、当該施設を利用しようとする日の属する月の3箇月前の月の1日から、利用しようとする日の前日までにしなければならない。ただし、指定管理者が主催し、又は共催して利用する場合は、この限りでない。

4 条例第8条第1項の規定により許可を受けた者は、許可に係る施設を利用して展示会、講習会、講演会等を有料で行う場合は、当該料金の額について、指定管理者と協議しなければならない。

(特別利用の許可申請)

第8条 条例第9条第1項の規定により特別利用の許可を受けようとする者は、横浜市歴史博物館特別利用許可申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、特別利用をしようとする日の7日前までにしなければならない。

(観覧券の発行)

第9条 指定管理者は、博物館の常設展示室に入場しようとする者に対し、観覧券を発行するものとする。この場合において、観覧券の発行は、閉館時間の30分前まで行うものとする。

2 前項に規定する観覧券は、利用料金と引換えに交付する。

(利用料金の後納)

第10条 条例第10条第5項ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第11条 条例第11条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 教職員に引率された横浜市内の小学校(特別支援学校の小学部を含む。)若しくは中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)の児童若しくは生徒又は各種学校の小学校若しくは中学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が、教育上の目的から常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(2) 教職員に引率された横浜市内の高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒又は高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の高等学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が教育上の目的から常設展示室に入場する場合 利用料金の半額

(3) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程

及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

- (4) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害との判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額
- (5) 市長の発行する長寿のしおりの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額
- (6) 指定管理者と共催して博物館の設置目的に合致する事業を行うため当該施設を利用しようとする団体が講堂及び研修室を利用する場合 利用料金の全額
- (7) 国又は地方公共団体が講堂及び研修室を利用する場合 利用料金の全額
- (8) 国、地方公共団体及び博物館、図書館、学校、研究所等の公共的団体が特別利用する場合 利用料金の全額

(利用料金の返還)

第 12 条 条例第 12 条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 常設展示室への入場、講堂及び研修室の利用並びに資料の特別利用について、入場、利用及び特別利用をする者の責めに帰することができない事由によりこれらの行為ができなくなった場合 利用料金の全額
- (2) 講堂及び研修室の利用の許可を受けた者が利用日の 30 日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 利用料金の全額
- (3) 特別利用の許可を受けた者が利用日の前日までに特別利用の許可の取消しを申し出た場合 利用料金の全額

(委任)

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 7 年 1 月 31 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号のうち野外施設に係る規定及び第 4 条第 1 項のうち野外施設に係る規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。(平成 8 年 3 月教委規則第 2 号により、第 3 条第 1 項第 1 号のうち野外施設に係る規定(復元古民家に係る部分を除く。))及び第 4 条第 1 項のうち野外施設に係る規定(復元古民家に係る部分を除く。)は、同年同月 23 日から施行)

(平成 9 年 3 月教委規則第 4 号により、第 3 条第 1 項第 1 号のうち野外施設に係る規定(復元古民家に係る部分)及び第 4 条第 1 項のうち野外施設に係る規定(復元古民家に係る部分)は、同年 3 月 29 日から施行)

附 則(平成 7 年 3 月教委規則第 10 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月教委規則第 12 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月教委規則第 5 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際既にこの規則による改正前の横浜市歴史博物館条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づき申請を行っている者に係る観覧料等の納付等に関し必要な事項は、教育長が定める。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 11 年 3 月教委規則第 4 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月教委規則第 6 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月教委規則第 6 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月教委規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月教委規則第 24 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市歴史博物館条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 19 年 3 月教委規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月教委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

第 1 号様式(第 6 条第 1 項) 略

第 2 号様式(第 7 条第 1 項) 略

第 3 号様式(第 8 条第 1 項) 略

4 横浜開港資料館条例

制 定 昭 和 5 6 年 3 月 3 1 日 条 例 第 1 6 号

最近制定 平成 1 7 年 6 月 2 4 日 条 例 第 9 1 号

(設置)

第 1 条 開港期を中心とする横浜の歴史に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保存、調査研究等を行い、その成果を広く公開することにより、市民の横浜の歴史に対する理解を深め、もって市民文化の向上に寄与するため、横浜開港資料館(以下「資料館」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第 2 条 資料館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、整理、保存及び展示を行い、並びに資料を閲覧に供すること。
- (2) 資料に関する調査研究を行い、その成果を展示、出版等により利用に供すること。
- (3) 横浜の歴史に関する講演会、資料に関する講読会等を開催すること。
- (4) 資料館の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯する事業

(開館時間等)

第 3 条 資料館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げる資料館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 資料館の利用に関すること。
- (2) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 資料館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもって資料の調査研究等を行い、市民文化の向上に寄与するため、市民の横浜の歴史に関する理解を深めるための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による横浜の歴史に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、資料館の設置の目的を最も効果的に達成できると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第 5 条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用料金)

第 6 条 資料館の展示室に入場しようとする者又は閲覧室を利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。ただし、展示室において、期間を限り、特別の企画による展示を行う場合の利用料金は、500 円の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第 7 条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第 8 条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の制限)

第 9 条 指定管理者は、資料館の利用者が次のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(2) その他管理上支障があると認められるとき。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 56 年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月条例第 17 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則(平成 14 年 9 月条例第 44 号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 15 年 1 月教委規則第 3 号により同年 3 月 15 日から施行)

附 則(平成 17 年 6 月条例第 91 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜開港資料館条例第8条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜開港資料館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

別表(第6条第2項)

区分	単位	個人・団体の別	金額	
			大人	小人
展示室及び閲覧室	1人1回につき	個人	200円	100円
		団体(20人以上)	150円	80円
閲覧室		＼	100円	

(備考)

- 1 小人とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 2 6歳未満の者は、無料とする。

5 横浜開港資料館条例施行規則

制 定 平成10年 9月25日教委規則第18号

最近制定 平成17年 7月 5日教委規則第25号

(趣旨)

第1条 横浜開港資料館条例(昭和56年3月横浜市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(休館日等)

第2条 横浜開港資料館(以下「資料館」という。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは直後の日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない日とする。

- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日まで

- (3) 資料特別整理期間(ただし、毎月の整理日は、閲覧室のみ休室する。)

2 前項第3号の期間は、教育長がその都度定める。

3 教育長は、第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日を開館しないことができる。

(開館時間)

第3条 資料館の開館時間は、別表のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(指定管理者の募集)

第4条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第4条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 資料館の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他教育長が必要と認める書類

(入館券)

第6条 指定管理者は、資料館の展示室に入場しようとする者又は閲覧室を利用しようとする者に対し入館券を発行するものとする。

2 前項に規定する入館券は、条例第6条第1項に規定する利用料金と引き換えに交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、条例第6条第3項ただし書の規定に該当する場合には、入館券を発行しない。

(利用料金の後納)

第7条 条例第6条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第7条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 教職員に引率された市内の小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒の団体又は高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が教育上の目的で利用する場合 利用料金の全額
- (2) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校又は各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が利用する場合 利用料金の全額
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に

規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれらの介護者が利用する場合 利用料金の全額

(4) 市長の発行する長寿のしおりの交付を受けている者が利用する場合 利用料金の全額

(5) 子供会の責任者に引率された市内の子供会が利用する場合 利用料金の5割相当額

(利用料金の返還)

第9条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、利用者の責めに帰することができない事由により資料館の利用ができなくなった場合とし、返還する利用料金の額は既納の利用料金の全額とする。

(資料の利用の制限)

第10条 次に掲げる資料は、利用することができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 貴重な資料であつて、利用に供することによりその保存上支障が生ずると認められるもの

(2) その他指定管理者が不相当と認めるもの

2 資料は、館外に帯出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

(1) 指定管理者が主催し、又は共催して、資料館の設置の目的に合致する事業を行うために利用する場合

(2) 展示等の用に供する場合で、指定管理者が特に必要があると認めたとき。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月教委規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月教委規則第6号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月教委規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月教委規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月教委規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月教委規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条)

区分	開館時間
展示室及び閲覧室	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

別記様式(第 5 条第 1 項) 略

6 横浜都市発展記念館条例

制 定 平成 1 4 年 9 月 3 0 日条例第 4 2 号

最近制定 平成 1 7 年 6 月 2 4 日条例第 9 2 号

(設置)

第 1 条 開港期以降の横浜の都市形成の歴史、市民生活の変遷及び横浜がはぐくんだ文化に関する資料(以下「資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民の利用に供するとともにその学習の調査等のため必要な事業を行うことにより、ふるさと意識の醸成、国際平和等に資するとともに、市民の学習、学術及び文化の発展に寄与するため、横浜都市発展記念館(以下「記念館」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第 2 条 記念館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、保管及び展示等を行うこと。
- (2) 資料に関する調査研究を行い、その成果の展示、出版等を行うこと。
- (3) 歴史に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) 歴史に関する講演会、講習会、講座等を開催すること。
- (6) その他記念館の設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第 3 条 記念館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げる記念館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 記念館の利用に関すること。
- (2) 資料の撮影等(第 6 条第 1 項に規定する資料の撮影等をいう。)の許可等に関すること。
- (3) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (4) 記念館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他教育委員会が定める業務

- 2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもって資料の調査研究等を行い、ふるさと意識の醸成、国際平和等に資するとともに、市民の学習、学術及び文化の発展に寄与するため、市民の横浜の歴史等に関する学習、調査等のために必要な事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による横浜の歴史等に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、記念館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第5条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(資料の撮影等の許可)

第6条 記念館の資料について、調査等のため、撮影、模写、模造等(以下「資料の撮影等」という。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可に資料の保全上及び記念館の管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 指定管理者は、資料の撮影等が次のいずれかに該当する場合は、資料の撮影等を許可しないものとする。
 - (1) 資料の保全上支障があるとき。
 - (2) 記念館の管理上支障があるとき。
 - (3) その他指定管理者が必要と認めたとき。
- 4 第1項の許可の手續について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、前条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は資料の撮影等を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) 前条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、記念館の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他記念館の管理上支障があるとき。

(利用料金)

第9条 常設展示室に入場しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 資料の撮影等について、第6条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者

に対し、利用料金を支払わなければならない。

3 第1項の利用料金にあつては別表に定める額の範囲内において、前項の利用料金にあつては1点につき1回又は1日ごとに2,000円の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

4 第2項の利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成15年1月教委規則第1号により同年3月15日から施行)

附 則(平成17年6月条例第92号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜都市発展記念館条例第7条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜都市発展記念館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

別表(第9条第3項)

区分	単位	利用料金	
		個人	団体(20人以上)
大人	1人1回につき	200円	150円
小人		100円	80円

(備考)

1 小人とは、6歳以上16歳未満の者をいう。

2 6歳未満の者は、無料とする。

7 横浜都市発展記念館条例施行規則

制 定 平成15年 1月15日教委規則第 4号

最近制定 平成17年 7月 5日教委規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜都市発展記念館条例(平成14年9月横浜市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横浜都市発展記念館(以下「記念館」という。)の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 記念館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは直後の日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない日とする。

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日まで

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の募集)

第4条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第4条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 記念館の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他教育長が必要と認める書類

(資料の撮影等の許可)

第6条 条例第6条第1項の規定により資料の撮影等の許可を受けようとする者は、横浜都市発展記念館資料撮影等許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、資料の撮影等を行おうとする日の7日前までにしなければならない。

(入館券)

第7条 指定管理者は、記念館の常設展示室に入場しようとする者に対し、入館券を発行するものとする。

2 前項に規定する入館券は、利用料金と引換えに交付する。

(利用料金の後納)

第8条 条例第9条第4項ただし書に規定する教育委員・K則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第9条 条例第10条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 教職員に引率された市内の小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒の団体又は高等専門学校、専修学校又は各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が、教育上の目的で常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(2) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれらの介護者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(4) 市長の発行する長寿のしおりの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(5) 子供会の責任者に引率された市内の子供会が利用する場合 利用料金の5割相当額

(6) 国、地方公共団体及び博物館、図書館、学校、研究所等の公共的団体が資料の撮影等を行う場合 利用料金の全額

(利用料金の返還)

第10条 条例第11条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 常設展示室への入場、資料の撮影等について、入場、撮影等をする者の責めに帰すことができない事由によりこれらの行為ができなくなった場合 利用料金の全額

(2) 資料の撮影等の許可を受けた者が利用日の前日までに資料の撮影等の許可の取消

しを申し出た場合 利用料金の全額
(委任)

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月教委規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月教委規則第 26 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜都市発展記念館条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 19 年 3 月教委規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 5 条第 1 項) 略

第 2 号様式(第 6 条第 1 項) 略

8 横浜ユーラシア文化館条例

制 定 平成 14 年 9 月 30 日条例第 43 号

最近制定 平成 17 年 6 月 24 日条例第 93 号

(設置)

第 1 条 ユーラシアの文化に関する資料(以下「資料」という。)を展示し、及び保管し、並びにこれらの資料を中心としてユーラシア諸地域の文化交流に関する調査研究等を行い、その成果を広く市民に公開することにより、国際文化都市横浜の発展に寄与するため、横浜ユーラシア文化館(以下「文化館」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第 2 条 文化館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の展示及び保管等を行うこと。
- (2) 資料に関する調査研究を行い、その成果の展示、出版等を行うこと。
- (3) ユーラシアの文化に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) ユーラシアの文化に関する講演会、講習会、講座等を開催すること。
- (6) その他文化館の設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第 3 条 文化館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げる文化館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 文化館の利用に関すること。
- (2) 資料の撮影等(第 6 条第 1 項に規定する資料の撮影等をいう。)の許可等に関すること。
- (3) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (4) 文化館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他教育委員会が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもってユーラシア諸地域の文化交流についての調査研究等を行い、国際文化都市横浜の発展に寄与するため、市民のユーラシア諸地域の文化に関する理解を深めるための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民によるユーラシア諸地域の文化に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、文化館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第 5 条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(資料の撮影等の許可)

第 6 条 文化館の資料について、調査等のため、撮影、模写、模造等(以下「資料の撮影等」という。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に資料の保全上及び文化館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、資料の撮影等か次のいずれかに該当する場合は、資料の撮影等を許可しないものとする。

- (1) 資料の保全上支障があるとき。
- (2) 文化館の管理上支障があるとき。
- (3) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第 1 項の許可の手続について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(許可の取消し等)

第 7 条 指定管理者は、前条第 1 項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は資料の撮影等を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(3) 前条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、文化館の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) その他文化館の管理上支障があるとき。

(利用料金)

第9条 常設展示室に入場しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 資料の撮影等について、第6条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

3 第1項の利用料金にあっては別表に定める額の範囲内において、前項の利用料金にあっては1点につき1回又は1日ごとに2,000円の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

4 第2項の利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成15年1月教委規則第2号により同年3月15日から施行)

附 則(平成17年6月条例第93号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜ユーラシア文化館条例第7条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜ユーラシア文化館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

別表(第9条第3項)

区分	単位	利用料金	
		個人	団体(20人以上)
大人	1人1回につき	200円	150円
小人		100円	80円

(備考)

- 1 小人とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 2 6歳未満の者は、無料とする。

9 横浜ユーラシア文化館条例施行規則

制 定 平成15年 1月15日教委規則第 5号
 最近制定 平成17年 7月 5日教委規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜ユーラシア文化館条例(平成14年9月横浜市条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横浜ユーラシア文化館(以下「文化館」という。)の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 文化館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは直後の日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない日とする。

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日まで

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日を開館しないことができる。

(指定管理者の募集)

第4条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第4条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 文化館の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他教育長が必要と認める書類

(資料の撮影等の許可)

第6条 条例第6条第1項の規定により資料の撮影等の許可を受けようとする者は、横浜ユーラシア文化館資料撮影等許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、資料の撮影等を行おうとする日の7日前までにしなければならない。(入館券)

第7条 指定管理者は、文化館の常設展示室に入場しようとする者に対し、入館券を発行するものとする。

2 前項に規定する入館券は、利用料金と引換えに交付する。

(利用料金の後納)

第8条 条例第9条第4項ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第9条 条例第10条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 教職員に引率された市内の小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒の団体又は高等専門学校、専修学校又は各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が、教育上の目的で常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(2) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれらの介護者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(4) 市長の発行する長寿のしおりの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(5) 子供会の責任者に引率された市内の子供会が利用する場合 利用料金の 5 割相当額

(6) 国、地方公共団体及び博物館、図書館、学校、研究所等の公共的団体が資料の撮影等を行う場合 利用料金の全額

(利用料金の返還)

第 10 条 条例第 11 条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 常設展示室への入場、資料の撮影等について、入場、撮影等をする者の責めに帰すことができない事由によりこれらの行為ができなくなった場合 利用料金の全額

(2) 資料の撮影等の許可を受けた者が利用日の前日までに資料の撮影等の許可の取消しを申し出た場合 利用料金の全額

(委任)

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月教委規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月教委規則第 27 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜ユーラシア文化館条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 19 年 3 月教委規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 5 条第 1 項) 略

第 2 号様式(第 6 条第 1 項) 略

10 横浜市三殿台考古館条例

制 定 昭和 4 1 年 1 2 月 1 5 日条例第 5 4 号

最近制定 平成 1 7 年 6 月 2 4 日条例第 9 4 号

(目的及び設置)

第 1 条 三殿台遺跡及びその他の市内の遺跡からの出土品等を市民に公開することにより郷土文化の向上並びに教育及び学術の発展に資することを目的とし、横浜市磯子区に横浜市三殿台考古館(以下「考古館」という。)を設置する。

(事業)

第2条 考古館は、次の事業を行なう。

- (1) 三殿台遺跡の保存及び研究並びに入館者の観覧に関すること。
- (2) 市内の遺跡の出土品及び考古学上の資料(以下「資料」という。)の収集、整理、保存、研究及び展示に関すること。
- (3) 市内の遺跡の案内書、解説書、目録、研究報告書等各種の印刷物の作成頒布に関すること。
- (4) その他教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めること。

(観覧料)

第3条 考古館の観覧は、無料とする。

(指定管理者の指定等)

第4条 次に掲げる考古館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 考古館の利用に関すること。
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 考古館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他委員会が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもって国指定の史跡の保存及び資料の調査研究等を行い、郷土文化の向上並びに教育及び学術の発展に寄与するため、市民の歴史に関する理解を深めるための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による歴史に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を委員会に提出しなければならない。

4 委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、考古館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第5条 委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(入館の制限等)

第6条 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 泥酔者
- (2) 保護者の伴わない幼少者
- (3) 遺跡又は出土品、資料その他考古館の設備等を滅失し、もしくははき損し、又は滅失し、もしくははき損するおそれのある者
- (4) 犬その他の動物又は他人に危害を及ぼし、もしくは迷惑となる物品を携帯する者
- (5) その他考古館の管理上支障がある者

2 指定管理者は、考古館の管理上必要があると認めるときは、入館者の観覧を制限することができる。

3 50人以上の団体で考古館を観覧しようとする場合には、その代表者は、観覧しようとする日の1週間前までに指定管理者に届け出なければならない。この場合において指定管理者は、考古館の管理上必要があると認めるときは、観覧日の変更を求めることができる。

(休館日等)

第7条 考古館の休館日及び開館時間については、教育委員会規則で定める。

(寄贈または寄託)

第8条 考古館は、出土品及び資料の寄贈または寄託を受けることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和42年1月31日から施行する。

附 則(昭和51年5月条例第37号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和51年7月規則第80号により同年同月26日から施行)

附 則(昭和56年3月条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年9月条例第55号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成4年9月教委規則第19号により同年10月1日から施行)

附 則(平成17年6月条例第94号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市三殿台考古館条例第8条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市三殿台考古館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

1 1 横浜市三殿台考古館条例施行規則

制 定 昭和42年 1月10日教委規則第 2号

最近制定 平成17年 7月 5日教委規則第28号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市三殿台考古館条例(昭和 41 年 12 月横浜市条例第 54 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 横浜市三殿台考古館(以下「考古館」という。)の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時までとする。ただし、火曜日については、午前 9 時 30 分から正午までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 考古館の休館日は、1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の募集)

第 4 条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出)

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第 1 号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 4 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 考古館の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他教育長が必要と認める書類

(寄贈又は寄託の申出)

第 6 条 考古館に出土品及び考古学上の資料を寄贈又は寄託しようとする者は、品目、数量、形態、寄託の期間、住所、氏名その他必要な事項を記入した文書をもって教育長に申し出るものとする。

2 寄託者に対しては、考古館から受託証(第 2 号様式)を交付するものとする。

(受託品の取扱)

第 7 条 受託品は、寄託について特別の条件がある場合のほか考古館所蔵のものと同じ取扱をする。

(委任)

第 8 条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和 42 年 1 月 31 日から施行する。

付 則(昭和 48 年 3 月教委規則第 3 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和 48 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 5 月教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月教委規則第 4 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 9 月教委規則第 20 号)

この規則は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月教委規則第 11 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則、横浜市教育委員会が管理する電子計算機処理等に係る個人情報保護に関する規則、横浜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、横浜市立学校施設使用規則、横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則、横浜市奨学条例施行規則、横浜市婦人会館条例施行規則、横浜市文化財保護条例施行規則、横浜市三殿台考古館条例施行規則、横浜市青少年野外活動センター条例施行規則、横浜市少年自然の家条例施行規則、横浜市スポーツセンター条例施行規則、横浜市教育文化センター条例施行規則及び視聴覚教材機材の貸出に関する規則の規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から 1 年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 14 年 3 月教委規則第 6 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月教委規則第 28 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市三殿台考古館条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

第 1 号様式(第 5 条第 1 項) 略

第 2 号様式(第 6 条第 2 項) 略

1 2 横浜市八聖殿郷土資料館規則

制 定 昭和 4 8 年 3 月 2 7 日教委規則第 3 号

最近制定 平成 1 4 年 3 月 2 5 日教委規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、横浜市八聖殿郷土資料館(以下「館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定める。

(事業)

第 2 条 館は、文化財の保存、研究及び公開を行う。

(開館時間)

第 3 条 館の開館時間は、休館日を除き、毎日午前 9 時 30 分から午後 4 時までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日まで

(2) その他館務の都合により教育長が休館することを必要と認めた日

(入館の拒否等)

第 5 条 教育長は、館の管理上支障があると認められる者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(委任)

第 6 条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和 48 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 5 月教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 5 月教委規則第 15 号)

この規則は、昭和 62 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 9 月教委規則第 20 号)

この規則は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月教委規則第 6 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。